

益子都市計画マスタープラン改定

《改定素案》

はじめに：都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープランの目的・位置づけ等
 - (1) 計画策定の背景と目的…………… 1
 - (2) 都市計画マスタープランの位置づけ…………… 1
 - (3) 見直しの基本的考え方…………… 2
2. 計画の基本的事項
 - (1) 計画の対象区域…………… 3
 - (2) 計画の対象期間…………… 3
 - (3) 計画の構成…………… 3

第1章 まちの将来像

1. まちづくりの方向性
 - (1) まちづくりの方向性の考え方…………… 4
 - (2) まちづくりの方向性…………… 5
2. まちづくりの基本理念…………… 6
3. 将来人口の見通し
 - (1) 将来人口の見通し…………… 7
 - (2) 用途地域人口の見通し…………… 7
4. まちの将来像
 - (1) 拠点・軸の空間構成…………… 8
 - (2) 益子町の将来像…………… 9

第2章 まちづくりの基本方針

1. 土地利用の方針
 - (1) 都市的市街地ゾーン……………13
 - (2) 田園都市共生ゾーン……………14
 - (3) 田園集落ゾーン……………15
 - (4) 自然環境共生ゾーン……………17
2. 交通ネットワーク形成の方針
 - (1) 主要幹線道路……………18
 - (2) 幹線道路……………18
 - (3) 都市計画道路……………19
 - (4) 生活道路等……………19
 - (5) 公共交通……………20
3. 居住環境形成の方針
 - (1) 都市施設整備等の推進……………21
 - (2) 定住促進のための環境づくり……………21
 - (3) 協働（共同）による暮らしやすく
魅力あるまちづくりの推進……………22
4. 防災・減災の方針
 - (1) 自然災害への対策……………23
 - (2) 都市的土地利用における防災・減災……………23
5. 水と緑の方針
 - (1) 自然公園……………24
 - (2) 河川……………25
 - (3) ゾーンごとの水と緑……………25
 - (4) 景観……………26

第3章 地域別構想

- 《地域の設定》……………27
1. 益子地域
 - (1) 土地利用……………28
 - (2) 交通ネットワーク……………30
 2. 七井地域
 - (1) 土地利用……………32
 - (2) 交通ネットワーク……………33
 3. 田野地域
 - (1) 土地利用……………34
 - (2) 交通ネットワーク……………35
 4. 益子・七井・田野をつなぐ地域
 - (1) 土地利用……………36
 - (2) 交通ネットワーク……………37
 5. その他の地域
 - (1) 土地利用……………38
 - (2) 交通ネットワーク……………38

資料編

1. 上位計画における位置付け
 - (1) 栃木県重点戦略
とちぎ未来創造プラン……………40
 - (2) 第3期ましこ未来計画
益子町デジタル田園・都市構想総合戦略……………41
 - (3) 益子都市計画区域の整備、開発及び
保全の方針……………42
 - (4) 益子町立地適正化計画……………43
2. 現況特性
 - (1) 人口特性……………44
 - (2) 産業の状況……………50
 - (3) 交通網の状況……………54
 - (4) 土地利用の状況……………55
 - (5) 災害に関する状況……………62
3. まちづくり課題等
 - (1) 上位計画等における位置づけを
踏まえた課題……………66
 - (2) 現況特性を踏まえた課題……………66
 - (3) 近年のまちづくりを取り巻く
動向等の反映……………68

はじめに：都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープランの目的・位置づけ等

(1) 計画策定の背景と目的

本町のまちづくりは、町の総合的な政策等の指針である『第3期ましこ未来計画』（以下、「ましこ未来計画」と言う。）に基づき様々な取組を進めています。ましこ未来計画については、令和3年の策定時には、地方創生の枠組みの中での優先的な取組等を明確にした『益子町まち・ひと・しごと創生総合戦略』として運用し、令和5年12月には『益子町デジタル田園都市構想総合戦略』に改定しました。いずれも、人口減少下にあっても持続可能なまちを目指した取組を示すもので、これらの方針・施策等に基づき部門別の計画・施策を展開しています。

都市計画部門の基本方針となる『益子都市計画マスタープラン』（以下、「本計画」と言う。）についても、ましこ未来計画に即して平成12年10月に策定、平成26年3月に改定し、都市計画及びまちづくり全般の取組を進めてきました。平成26年の改定から10年の中間年次を迎え、計画の進捗状況を踏まえた都市計画事業・施策等の状況や、近年の社会経済情勢及び国政の動向等を踏まえた見直しを行う必要があります。

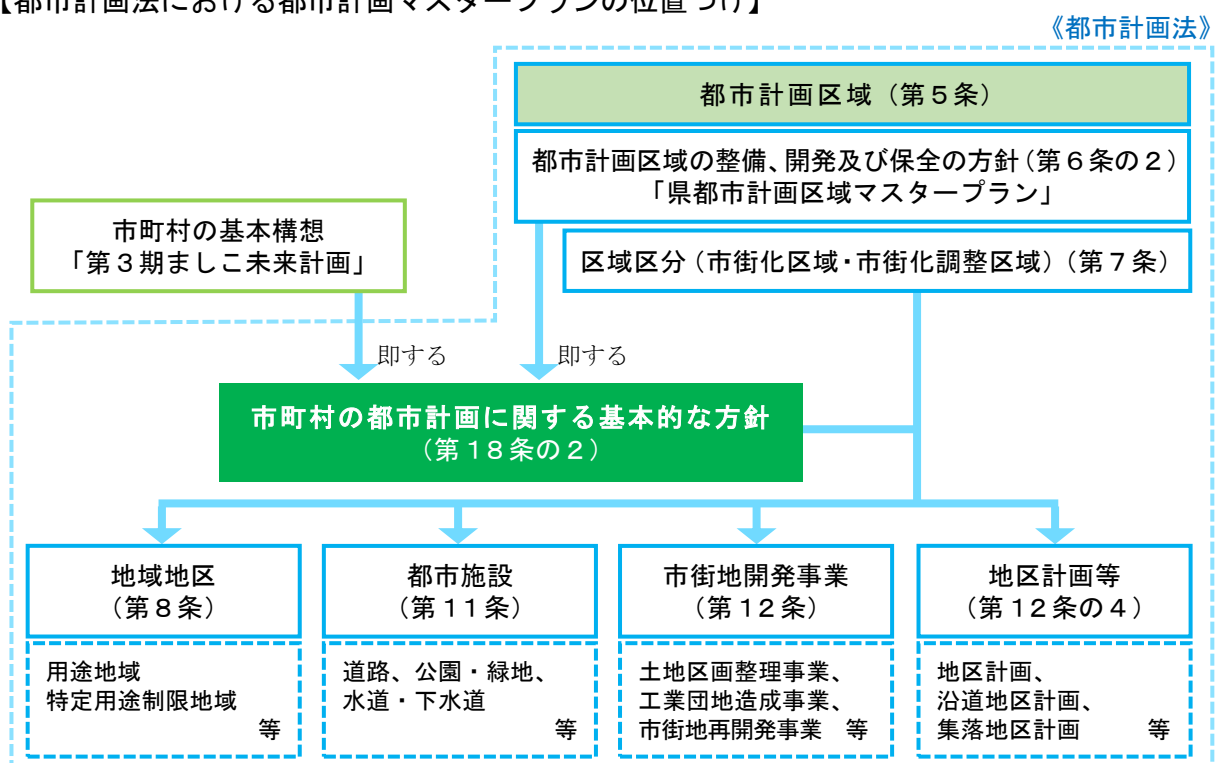
こうした状況を踏まえ、益子町の現状に即したより効果的な施策展開につながるよう、計画の見直しを行い、さらに20年後の都市づくりを見据えた新たな計画として位置づけを図るものです。

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画法第18条の2に位置づけられる、市町村における地域の実情や住民の意向を反映した、都市計画に関する基本的な方針を示すものです。

目指すべき将来の都市像を定め、その実現のための土地利用、道路や公園の整備、地域の環境や街並みの形成など、都市計画・都市整備のあり方を明確にし、関連する事業・施策を実施していく上での基本的な方針となります。

【都市計画法における都市計画マスタープランの位置づけ】



(3) 見直しの基本的考え方

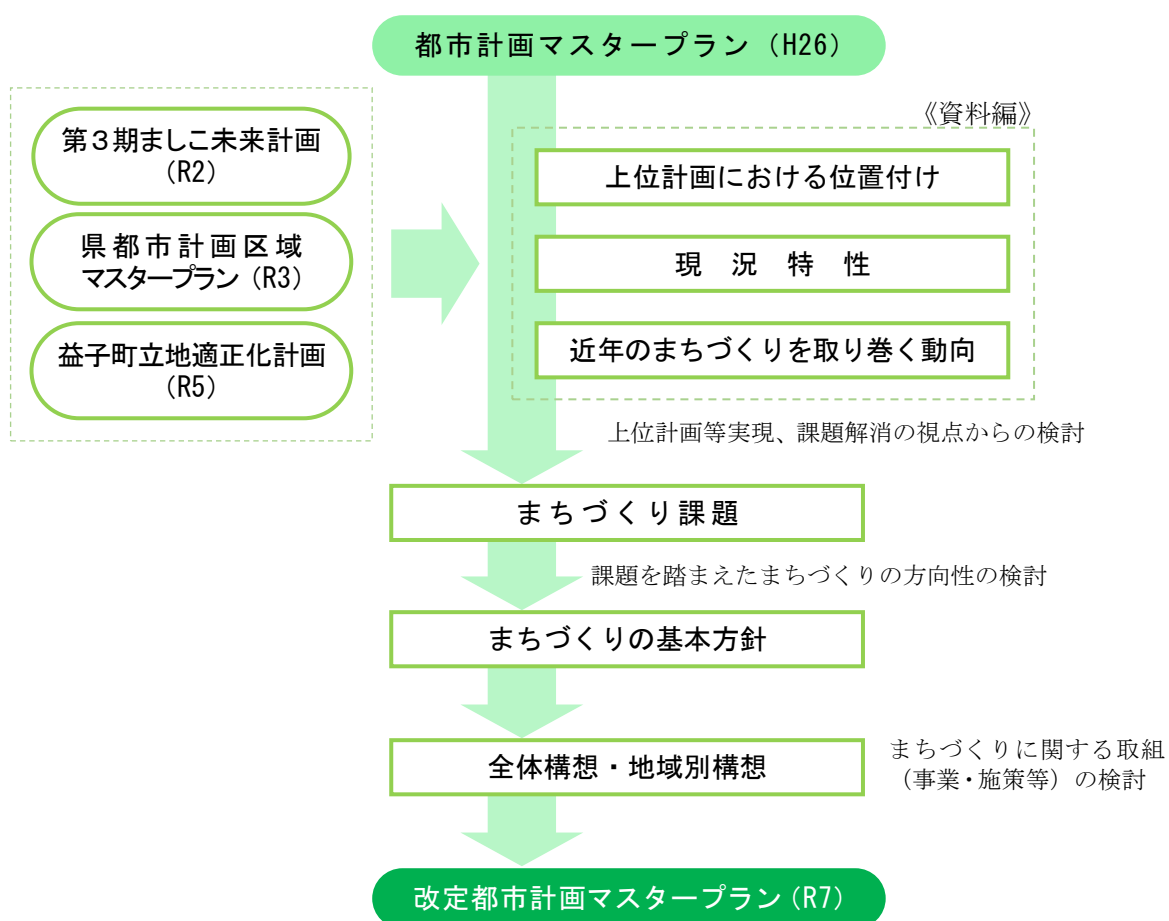
本計画は、都市計画法（第18条の2）に基づき、ましこ未来計画と、県が策定する「益子都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）に即して策定します。

また、都市計画マスタープランと一体的にコンパクトなまちづくりの指針として策定した『益子町立地適正化計画（R5.3）』（以下、「立地適正化計画」という。）と整合させた内容とします。

見直しにおいては、これらの上位計画等に加え、インフラ、交通ネットワーク、居住環境、活性化等に関する計画・取組等を踏まえるとともに、現状における人口、土地利用、産業等の動向、まちづくりを取り巻く社会・経済動向等を反映させ、これから本町が目指す将来像、都市計画部門の目標を明確にします。

本計画を構成する「全体計画、地域別計画」においては、将来像の実現に向けた都市計画部門の基本方針（事業・施策・取組を含む）を位置付けます。

【益子都市計画マスタープラン見直しの流れ】



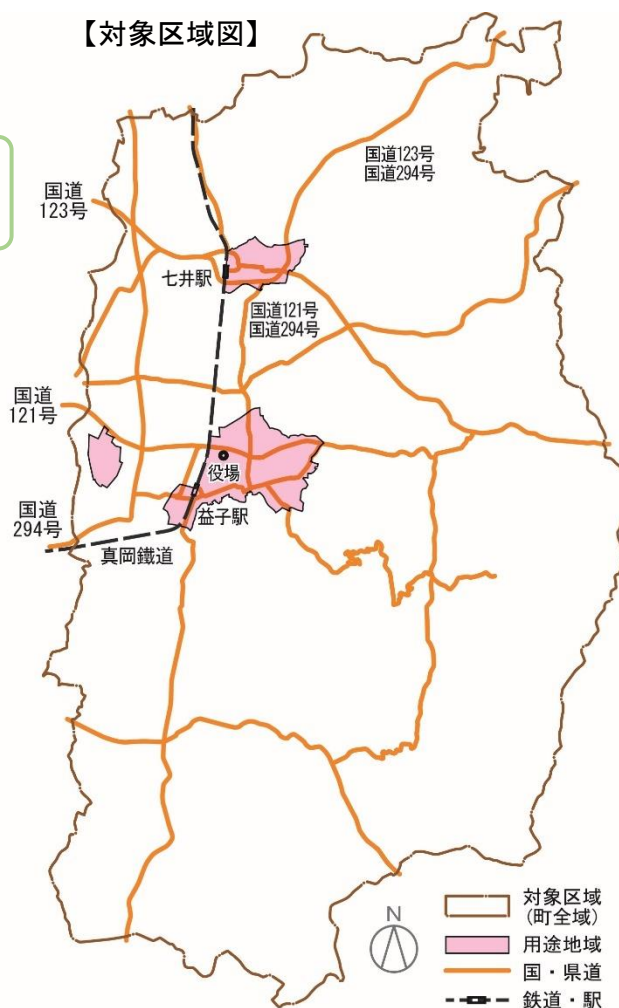
2. 計画の基本的事項

(1) 計画の対象区域

都市計画の対象区域は都市計画区域と定められており、本町は全域が都市計画区域に指定されています。

対象区域：益子都市計画区域 8,954ha
(益子町の行政区域全域)

【対象区域図】



(2) 計画の対象期間

本計画は、概ね 20 年を見据えた長期的展望に立ちながら、10 年後を目標年次として検証・見直しを行い、着実に運用していくものとします。

計画期間：令和 7 年度（2025 年）～令和 16 年度（2034 年）

(3) 計画の構成

本計画は、大きく「全体構想」と「地域別構想」により構成します。
両構想とも、土地利用、交通体系等の都市計画に定める項目に即した内容とします。

全体構想

都市計画区域全体のまちづくり計画
(将来像・まちづくりの基本方針)

地域別構想

地域の実情に応じたまちづくり計画

- 拠点・軸
- 土地利用
- 交通ネットワーク
- 居住環境
- 防災・減災
- 水と緑

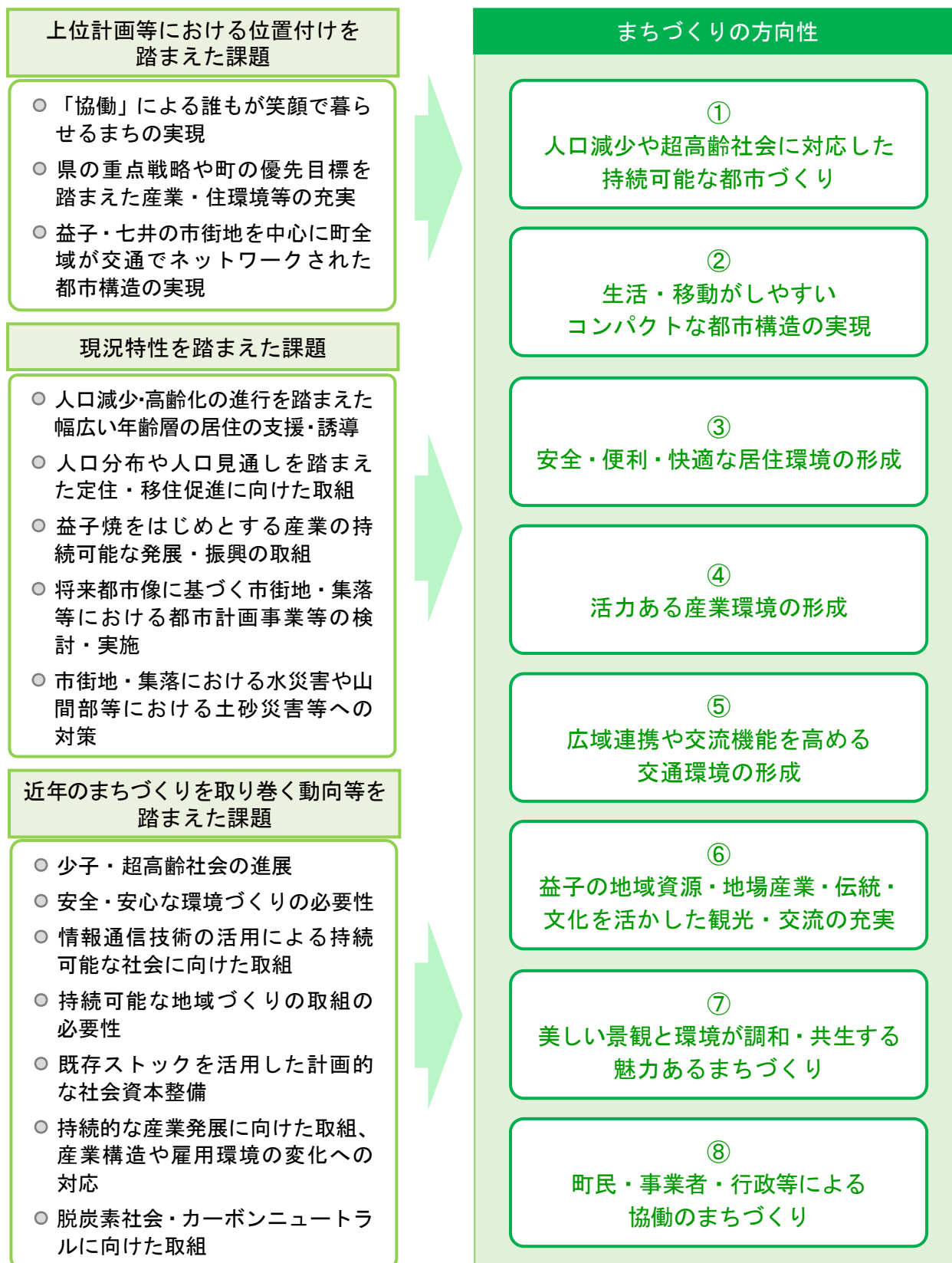
* 地域別構想においては上記のうち該当する項目を記載

第1章 まちの将来像

1. まちづくりの方向性

(1) まちづくりの方向性の考え方

“上位計画等による位置づけ”“現況特性”“近年のまちづくりを取り巻く動向等”を踏まえ、本町のまちづくりを進める上で重視すべきポイントを“まちづくりの方向性”として設定します。



(2) まちづくりの方向性

前ページで設定した8つの方向性の概要を整理します。

① 人口減少や超高齢社会に対応した持続可能な都市づくり

人口流出の抑制と定住を促す良質な居住環境の整備や、高齢者をはじめ多くの人が暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。

② 生活・移動がしやすいコンパクトな都市構造の実現

拡散型の都市構造からコンパクトな都市構造に転換し、市街地・集落地の連携・交流による一体性の強化を図ります。

③ 安全・便利・快適な居住環境の形成

災害からの安全性の確保、生活サービス施設や都市基盤施設の適正な維持・充実ににより暮らしやすい居住環境形成を図るとともに、住民参加によるまちづくりを支援します。

④ 活力ある産業環境の形成

伝統的地場産業の益子焼の振興、豊かな農地の保全、生活利便性を支える商業環境整備、工業用地における企業立地の推進や企業誘致等の工業生産環境を充実させ、産業の活性化を図ります。

⑤ 広域連携や交流機能を高める交通環境の形成

周辺都市や広域交通網とのネットワーク強化等により、生活・産業・観光等の連携・交流機能を高める交通環境形成を図ります。

⑥ 益子の地域資源・地場産業・伝統・文化を活かした観光・交流の充実

益子焼や食と農業の振興、日本遺産認定「かさましこ」を中心とした文化事業、里山や大規模花畑を活かしたランドスケープ計画、益子ならではの空間を活かした多彩なイベント、ストーリー性のあるまちづくりにより、関係機関と連携しながら活性化を図ります。

⑦ 美しい景観と環境が調和・共生する魅力あるまちづくり

里山・田園・水辺等の自然資源・景観資源の保全・活用、益子ならではの魅力ある街並み形成、環境に配慮したまちづくりなどを進めます。

⑧ 町民・事業者・行政等による協働のまちづくり

町民、町内の事業者及び各種団体、行政が一体となり、多くの人の参画を得ながら、持続可能なまちづくりを進めます。

2. まちづくりの基本理念

本町の長期的なまちづくりを見据えた目標については、上位計画であるましこ未来計画の将来像を最大限に尊重し、“まちづくりの方向性”を踏まえた目指すべき「まちづくりの基本理念」として以下のとおり設定します。

《ましこ未来計画における“まちの将来像”》

幸せな協働体（共同体）・ましこ

20年後、30年後も益子町という共同体のなかで「幸せ」であり続けられるような計画とし、“ましこならではの”価値をつくり、「逆転の時代」をつくる”を政策・施策の目的に設定しています。

上位計画の将来像実現を目指す

《まちづくりの方向性》

- ① 人口減少や超高齢社会に対応した持続可能な都市づくり
- ② 生活・移動がしやすいコンパクトな都市構造の実現
- ③ 安全・便利・快適な居住環境の形成
- ④ 活力ある産業環境の形成
- ⑤ 広域連携や交流機能を高める交通環境の形成
- ⑥ 益子の地域資源・地場産業・伝統・文化を活かした観光・交流の充実
- ⑦ 美しい景観と環境が調和・共生する魅力あるまちづくり
- ⑧ 町民・事業者・行政等による協働のまちづくり



多くの観光客で賑わう陶器市



伝統ある益子焼（登り窯の風景）



益子駅周辺の既成市街地



国指定重要文化財：綱神社



田園や里山が織りなす美しい景色

《本計画における“まちづくりの基本理念”》

益子の土・自然・伝統・文化と共に 幸せな暮らしの“器”となるまちづくり

益子焼に関わる土（益子焼の材料となる土、土祭などをイメージ）、町内の豊かで美しい自然、窯業や地域の行事等の伝統、貴重な歴史・文化資源など、多様で魅力ある本町の要素に囲まれ、それらを感じ、さまざまな活動の中で魅力を高めることで、生活者・就業者・来訪者みんなが幸せを感じながら暮らすことのできる“まち”＝「益子焼のような身近であたたかみのある“器”で暮らしを包んでくれる“まち”づくり」を目指します。

ましこ未来計画の将来像における「幸せ」「共（共同体）」のフレーズを活かし、都市計画・まちづくりに関わる取組により、その実現につなげていくことを目指します。

3. 将来人口の見通し

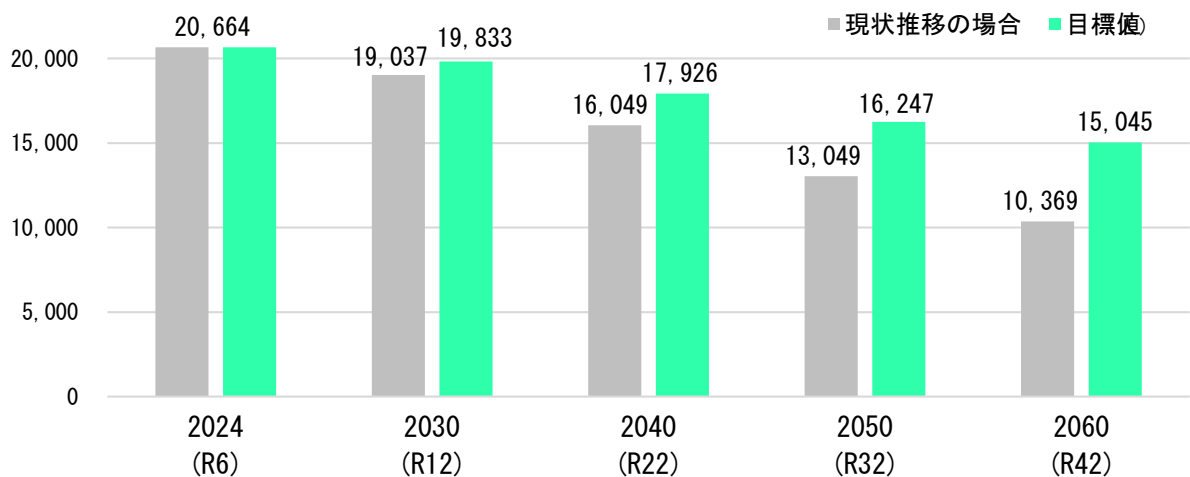
これからのまちづくりの基本的な指標となる将来人口については、ましこ未来計画の将来的な見通しとの整合を図ります。

また、都市計画部門における取組の目標として、目標年次である令和16年（2034）の用途地域人口の設定を行います。

（1）将来人口の見通し

ましこ未来計画の推進により持続可能な地域づくりを着実に進めていくことで、現状維持の場合の推計値を目標値まで改善することを目指すとしています。

【ましこ未来計画における人口（推計値及び目標値）】



出典：住民基本台帳

（2）用途地域人口の見通し

立地適正化計画の運用により、人口減少下にあっても用途地域への人口集中率を維持し、市街地の人口密度の減少割合の抑制を目指します。

【用途地域人口の推計】

	基準年次 令和2年(2020)	目標年次 令和16年(2034)	備 考
総 人 口	21,898人	19,070人	目標値：人口ビジョンとの整合
用途地域人口	3,495人	3,051人	R16総人口×集中率16%
人 口 密 度	12.3人/ha	10.7人/ha	減少割合の抑制
集 中 率	約16%	約16%	用途地域への集中率の維持 (立地適正化計画に準拠)
用 途 地 域 外	18,403人	16,019人	

4. まちの将来像

(1) 拠点・軸の空間構成

“まちづくりの方向性”や“まちづくりの基本理念”等を踏まえ、益子町の骨格となる都市空間づくりの概念を以下のとおり設定します。

《空間構成の目標》

2つの市街地を中心に多様な拠点がネットワークでつながる都市空間

① 拠点の構成

《生活・交流拠点：益子市街地》町の中心的役割を担い、町民の暮らしや様々な交流を支える魅力の強化、益子焼を活かしたまちづくりを推進

《生活拠点：七井市街地》益子市街地と連携した生活の拠点

《交流拠点：道の駅ましこ》地域振興や広域交流の核となる施設

《産業拠点：工業系土地利用》町経済の一翼を担う益子及び七井市街地西側の工業系用地

《地域資源：文化財、観光・レクリエーション施設等》町の個性や魅力を高める資源・施設

② 軸の構成

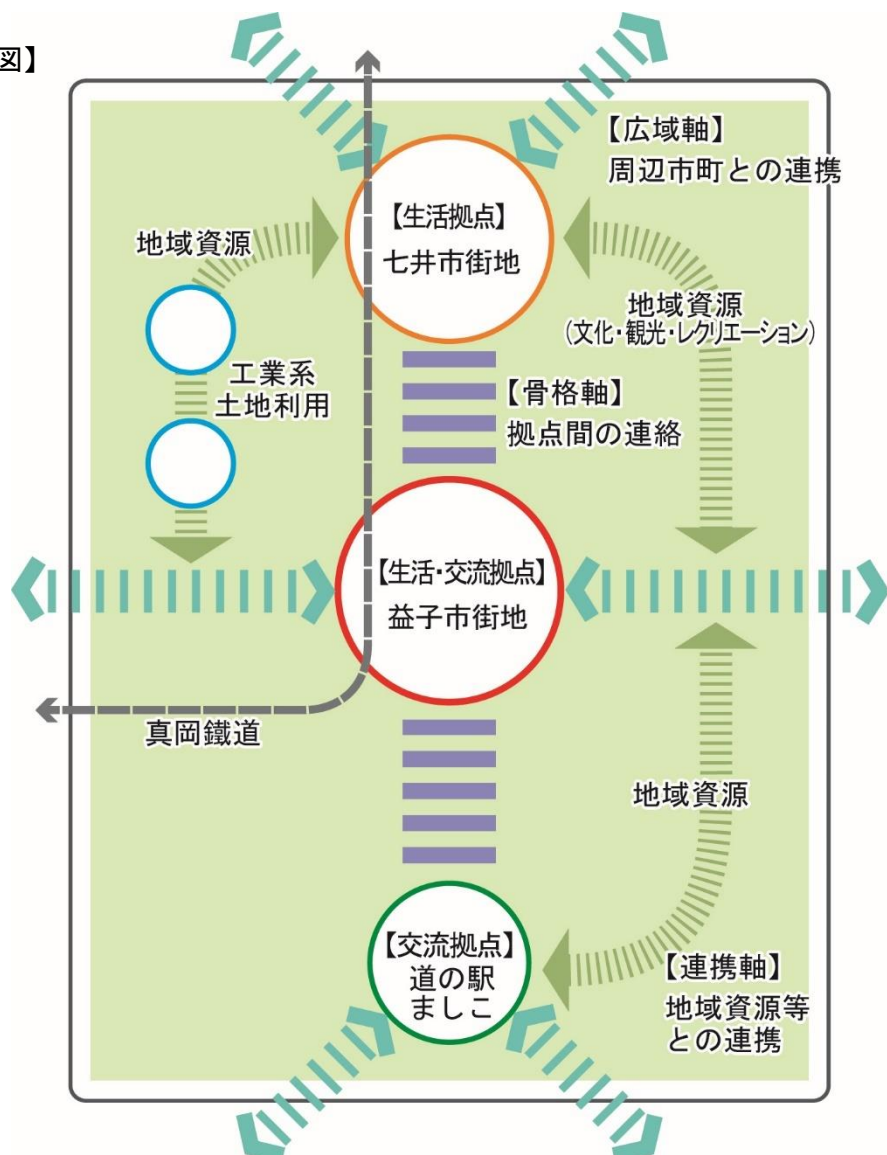
《広域軸：主な国道・県道、鉄道》周辺市町や高速交通網との連携を担う軸

《骨格軸：国道121号・294号》益子・七井市街地及び田野地域の中心的集落の連携を担う軸

《連携軸：主な県道》各拠点と町内に広く分布する地域資源のネットワークを担う軸

《公共交通》鉄道・路線バス・高速バスによる広域軸・骨格軸、デマンドタクシーによる町全域のネットワーク軸

【拠点・軸の空間構成図】



(2) 益子町の将来像

“拠点・軸の空間構成”を基本に、“土地利用の骨格”“交通体系の骨格”“水と緑の骨格”からなる、益子町の将来像を以下のとおり設定します。

【益子町の将来像】



① 土地利用の骨格

土地利用の状況や地形的条件等を踏まえ、拠点形成を展開するための土台となる“土地利用の骨格”を設定します。

《4つのゾーンと拠点からなる土地利用》

○都市的市街地ゾーン

[益子市街地]

町民の生活全般にわたる都市機能（居住・商業・行政等）や、多くの人が訪れる観光・交流機能が集積する、益子焼の伝統・文化を活かした、益子町の中心として相応しい魅力ある環境の形成を図るゾーン

[七井市街地]

町民の生活を支える居住機能や商業機能を有した市街地の形成を図るゾーン

○田園都市共生ゾーン

[小貝川以西を主体とする区域]

農業環境と調和した居住機能や工業機能を有する良好な環境を確立し、田園との共生を図るゾーン

○田園集落ゾーン

[主要な道路沿いに形成される集落地を主体とする区域]

農業生産を中心に地域の伝統・文化と調和した田園集落の環境形成を図るゾーン

○自然環境共生ゾーン

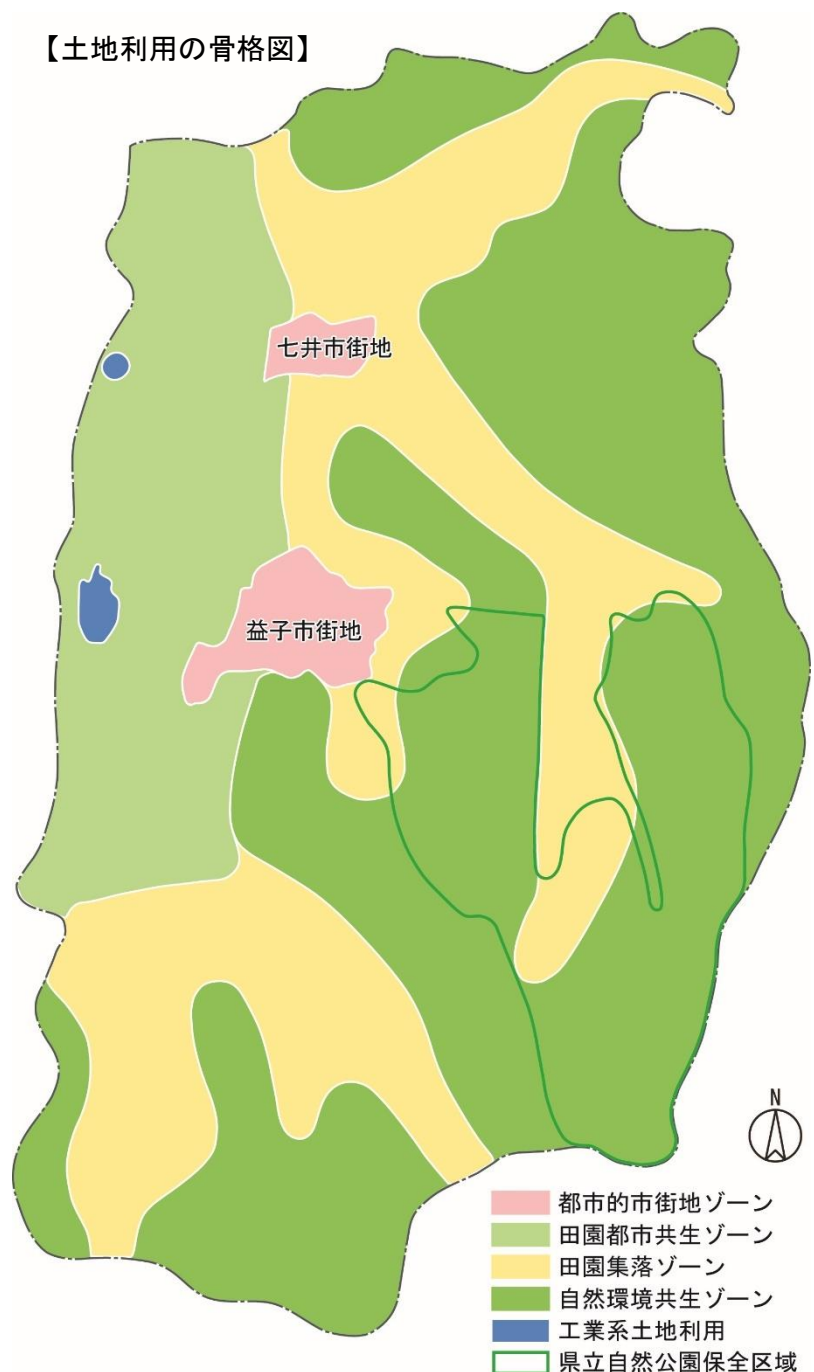
[八溝山系の自然を主体とする区域]

豊かな自然の保全を基本に、観光・レクリエーションなどの楽しみを享受できる場としての活用を図るゾーン

（工業系土地利用）

町経済の一翼を担う工業系用地としての土地利用の維持・充実を図る区域

【土地利用の骨格図】



② 交通体系の骨格

道路・公共交通の状況とネットワークの方向性を踏まえた“交通体系の骨格”設定します。

《2種の幹線道路と真岡鐵道からなる交通体系》

○主要幹線道路

[国道121号、国道123号、国道294号、(主)宇都宮笠間線、(主)つくば益子線、(一)下大羽益子線、つくば益子線バイパス(整備中・構想ルート)、都市計画道路(計画路線の一部)、主要な町道] 宇都宮市・真岡市・茂木町などの周辺市町や北関東自動車道(真岡IC・桜川筑西IC)等と連絡し、広域的な連携・交流の基盤となる道路。

益子・七井市街地及び道の駅ましこを連携する本町の骨格となる道路。

○幹線道路

[(一)黒田市塙真岡線、(一)塙芳賀線、(一)西小塙真岡線、(一)山本下大羽線、(一)益子公園線、芳賀広域農道、都市計画道路(計画路線の一部)]

生活・産業・観光等の円滑な移動を支える道路。

益子・七井市街地及び集落と町内の拠点・地域資源をネットワークする道路。

○公共交通

[真岡鐵道(益子駅・七井駅)]

広域・地域の基幹的な公共交通として車による移動手段を持たない人や観光客の移動を支える交通。

[バス交通等]

路線バス・デマンドタクシーなどにより町民・来訪者の移動を支える交通。

(都市計画道路)

交通・まちづくりの骨格をなす道路。(円滑な整備推進と、交通の実態・見通しを踏まえた見直しの検討)

【交通体系の骨格図】



③ 水と緑の骨格

土地利用との調和や各種資源の保全・活用を踏まえた“水と緑の骨格”を設定します。

《美しく魅力ある自然環境や貴重な自然資源・公園からなる水と緑の環境》

○県立自然公園

[県立自然公園保全区域]

貴重な植生やなだらかな丘陵の里山林が町民・来訪者に潤いと安らぎを与える緑環境。

○主要な河川沿いの水と緑

[小貝川、小宅川、大羽川、百目鬼川、ぐみ川]

貴重な自然環境であるとともに、親水・レクリエーションの場や地域の潤いのある環境・景観を形成する河川空間。

○土地利用（4つのゾーン）ごとの水と緑

[都市的市街地ゾーン、田園都市共生ゾーン、田園集落ゾーン、自然環境共生ゾーン]

各ゾーンの土地利用と調和した特色や潤いのある空間・景観を形成する自然環境。

(地域資源)

[高館山、雨巻山、芳賀富士、小宅古墳群、堂ヶ入沢、大郷戸ダム、前沢周辺、生田目古墳、フォレスト益子、円道寺池周辺]

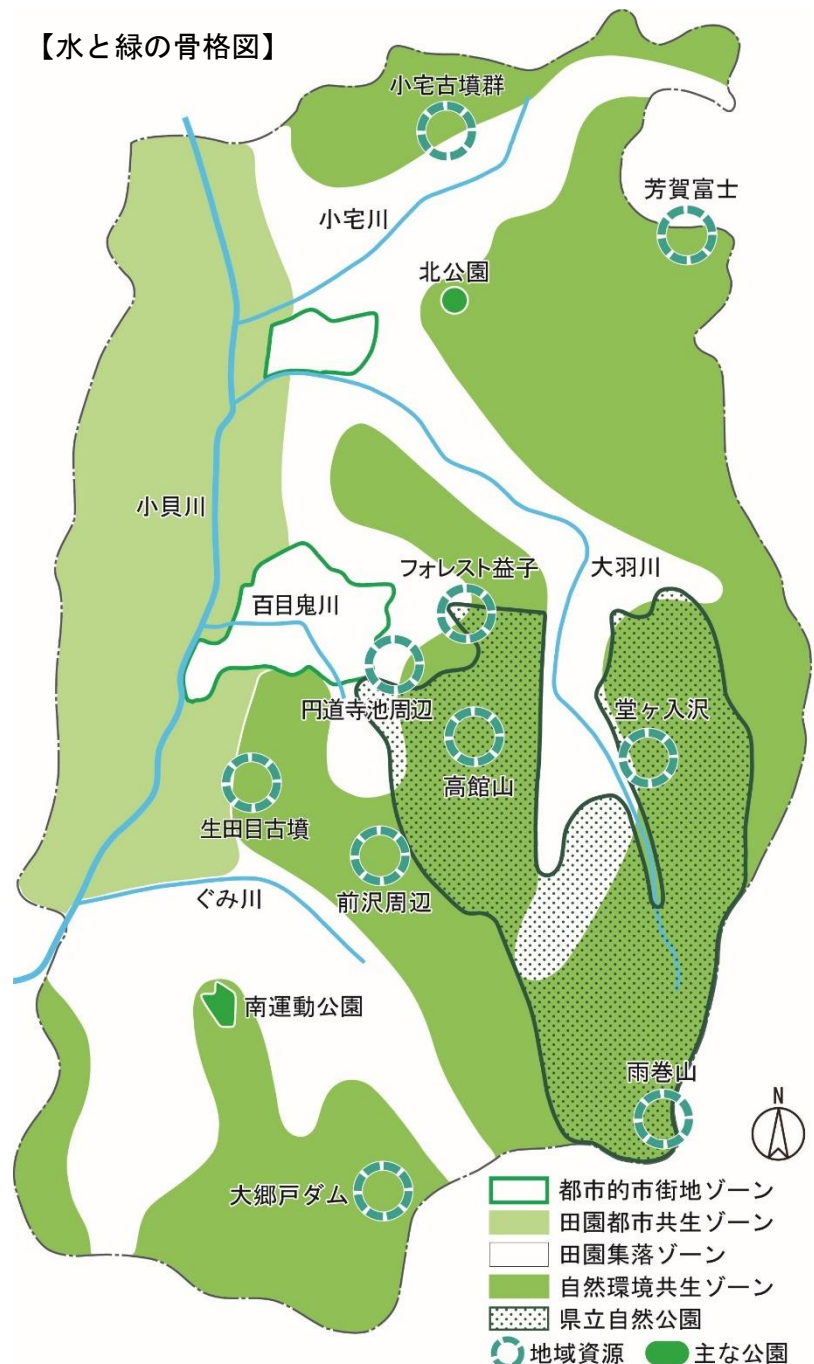
自然・地形等を活かした、多くの人が訪れ特色ある空間を楽しむことのできる自然及び地域資源。

(公園・緑地)

[北公園、南運動公園]

地域の環境と調和した、町民等の交流・憩いの場となる公園・緑地。

【水と緑の骨格図】



第2章 まちづくりの基本方針

“益子町の将来像”の実現に向け、これからのまちづくりの方向性を示す基本方針を分野ごとに設定します。

1. 土地利用の方針

(1) 都市的市街地ゾーン

《益子市街地のまちづくり》

- ・町の生活を支える商業系土地利用、便利で暮らしやすい環境を活かした住居系土地利用を中心に、地場産業である益子焼等の工業系用途の調和がとれた市街地形成を図ります。
- ・役場周辺地区の土地区画整理事業の推進、図書館整備とあわせた周辺道路の整備など、様々な都市活動の基盤となる良好な環境整備を進めます。
- ・(主) つくば益子線バイパス沿道において、広域ネットワーク機能を活かした産業系の土地利用を図ります。
- ・円滑な交通処理に資する交通体系の検討や、公園緑地整備によるオープンスペースの創出など、暮らしやすい中心市街地としての基盤づくりを図ります。
- ・陶芸美術館等の益子焼関連の各種施設を活用するとともに、城内坂をはじめとする店舗の立地、益子駅周辺における住民中心のまちづくり等のソフト的な取組の連携により進めます。
- ・「かさましこ」の日本遺産認定を活かし、住民と行政、益子と笠間などがそれぞれ“協働・共同”して活性化を図れる取組を推進・支援します。



賑わいのある城内坂周辺

《七井市街地のまちづくり》

- ・七井第一地区の土地区画整理事業による都市基盤や七井駅・国道等の交通ネットワークを活かすとともに、益子市街地との連携により交通利便性に優れた暮らしやすい拠点としての生活環境形成を図ります。
- ・鉄道や国・県道による道路網による広域ネットワークを活かし、宇都宮都市圏や茂木町等の八溝地域との交流促進による地域活性化を検討します。



道路等の良好な生活環境の整備

《工業系土地利用》

- ・工業系土地利用としては、国道121号沿いの工業専用地域や星の宮地区を位置づけ、企業立地の維持・促進等を図ります。
- ・耕作放棄地を活かした企業（牧場）誘致などの動向を踏まえ、工業系以外にも視野を広げた益子ならではの産業誘致による活性化を図ります。

(2) 田園都市共生ゾーン

《田園環境と居住環境の共生》

- ・小貝川流域においては優良な農地が広がる中、国・県道による利便性が高い交通ネットワークが形成され、工業系土地利用や住宅の立地が見られることから、自然及び田園環境と都市的土地利用の共生に配慮したまちづくりを図ります。
- ・豊かな自然の保全に配慮し、益子の良好な地域資源と共生した土地利用となるよう留意します。

《住居系土地利用》

- ・(一) 埴芳賀線沿いを中心に、工業系土地利用や住宅の集積が見られ、今後とも、宇都宮市・真岡市との近接性や広域交通ネットワークにより、交通利便性に優れ、豊かな田園環境と調和した住居系の土地利用が想定されることから、生活道路等の維持・管理、必要な整備による生活環境・交通環境の維持を図ります。

《工業系土地利用》

- ・ゾーン内の国道 121 号沿いにおいては、土地利用として工業専用の用途地域が指定され、今後宇都宮市・真岡市との近接性や広域交通ネットワークを活かした企業誘致を進めます。

《農地と調和した活性化の推進》

- ・(主) つくば益子線バイパス沿いの農地においては、ひまわりを活かした活性化の取組が行われており、農地と調和した活性化(イベント)の拠点として、益子市街地及び道の駅ましことの一体的な魅力・交流のエリア形成を図ります。



ひまわりが咲く農村の風景

(3) 田園集落ゾーン

《田園集落としての保全と整備》

- ・町域南部の主要な集落である田野地区においては、学校や生活に必要な機能(店舗等)の立地を維持し、道路等の適正な維持・管理を図るとともに、道の駅ましこの連携により、地域の活力あるまちづくりの拠点形成を図ります。
- ・町域北部においては、北公園(北運動公園・あぐり館)の利用環境を維持・充実させるほか、農業集落排水施設の適正な維持管理や浄化槽の普及促進に努めるなど、良好な生活環境の向上を図ります。
- ・ゾーン内の集落内を通る幹線道路や生活道路の適正な維持・管理、改良等を必要に応じて進め、生活環境の保全を図ります。
- ・農業振興地域内における優良な農地や豊かな自然環境の保全を図ります。
- ・山裾に広がる水田や主要道路沿いの集落においては、生活の中で積み重ねてきた地域の伝統・文化を基にした行事や風景などを守るとともに、景観の規制などにより、豊かなふるさとの風景の保全を図ります。



北公園(遊具広場)のようす



町民の交流拠点であるあぐり館

《道の駅ましこの交通ネットワーク・まちづくり拠点機能の強化》

- ・町域南部における交流の拠点「道の駅ましこ」については、広域的な観光・交流の拠点として、つくば益子線バイパスを活かしたアクセス向上を図るとともに、益子市街地等の拠点との連携により、町全体の活性化の拠点として有効活用を図ります。
- ・つくば益子線バイパスについては道の駅から益子市街地を結ぶルートを整備するとともに、益子市街地においては交通利便性を活かしたまちづくりの骨格として沿道の有効活用等を検討します。また、道の駅から南側に延伸するルートについても整備を促進します。



交流の拠点である道の駅ましこ



つくば益子線バイパス

《里山の暮らしと調和した景観形成》

- ・ゾーン内においては、里山の暮らしと田園風景が調和した美しい里山景観が形成され、小宅古墳群においては菜の花や桜による益子町ならではの風景が形成されています。こうした地域の暮らしや自然の魅力を感じられる景観を守るため、維持管理活動や景観維持の手法等を検討します。
- ・生田目地区においては花を活かした美しい景観形成の取組が検討されており、こうした住民による取組についても支援や協働の取組となるような検討などを行います。



小宅古墳群の菜の花・桜



生田目地区の里山風景

(4) 自然環境共生ゾーン

《自然公園保全区域》

- ・ 県立自然公園に指定される八溝山地のすぐれた自然については、宇都宮都市圏など周辺市町においても貴重な緑として、各種行為に係る規制等により保全を図るとともに、自然とふれあえる憩いの場としての保全・活用に努めます。



県立自然公園の美しい山並み

《自然環境と生活環境の共生》

- ・ 里山林整備事業等の活用による森林環境整備の継続に努めるなど、多様な機能（水源の涵養・土砂の流出や崩壊の防備・風致の保存等）を持つ森林の保全を図ります。
- ・ 里山保全活動等の自然環境保護のための取り組みなどを継続的に実践し、沢沿いの棚田や里山の動物により形成される生態系の保全を図ります。
- ・ 農業集落排水施設の適正な維持・管理や、浄化槽の普及促進に努めるなど、自然環境と調和した暮らし方を基本とする生活環境の向上を図ります。
- ・ 良好な自然と調和した農林業等の企業誘致等、益子町独自の新しい産業誘致の形を進め、自然と生活・産業との共生による活性化を図ります。

《自然環境を活かした景観形成》

- ・ 森林・丘陵地はふるさとの山々として町民・来訪者に親しまれ、記憶に残る美しい景観を形成していることから、法令や維持・管理活動等により適正な保全を図ります。
- ・ 河川等の水辺空間についても、森林等と一体となって良好な景観を形成していることから、法令や防災面にも配慮した維持・管理活動等により適正な保全を図ります。

2. 交通ネットワーク形成の方針

(1) 主要幹線道路

《広域的な都市連携等の形成》

- ・本町の生活・産業・観光・交流等の利便性・広域性を高めるとともに、様々な都市機能が集積する宇都宮市・真岡市へのアクセス強化を図ります。
- ・通勤や買い物などで、つながりのある宇都宮都市圏との連携について、LRTとのアクセスによりネットワークの強化を図ります。
- ・広域的な防災ネットワークの軸としての機能を確保します。



宇都宮市方面と連絡する国道 121 号

《市街地間の連携》

- ・コンパクトなまちづくりの拠点となる益子地区・七井地区を連携し、市街地内の各種施設や生活サービス施設の利用環境の向上・補完を図る軸としての機能を確保します。
- ・近隣市町や道の駅との連携を高め、市街地の広域的なネットワークや交流等を支援する軸としての機能を確保します。

《八溝地域での観光における連携》

- ・八溝地域における観光機能を有する茂木町や笠間市（「かさましこ」による連携）等へのネットワークの強化を図ります。
- ・大規模イベント時における円滑な交通処理を図り、安全・快適な観光・交流活動を支援します。

《高速交通体系への連絡》

- ・多様な地域との交流や観光振興による町の活性化等に向け、北関東自動車道の真岡 I C や桜川筑西 I C、東北自動車道や東北新幹線等の高速交通体系へのアクセス強化を図ります。
- ・「道の駅ましこ」を拠点に、益子市街地方面と桜川筑西 I C 方面へネットワークする（主）つくば益子線のバイパス整備を促進します。

(2) 幹線道路

《円滑な交通と活性化の軸》

- ・主要幹線を補完し、市街地・集落や各種地域資源間の移動や幹線道路へのアクセス性を強化し、土地利用・拠点の連携性を高めます。
- ・国・県道や都市計画道路等と連携しながら、益子地区・七井地区・田野地区の市街地等の生活拠点を結び、一体感を高める南北の軸の形成を図ります。
- ・町内の活発な交流を支えるため、益子・七井市街地や集落、町内の各種地域資源のネットワークを確保し、生活・産業・歴史・文化・観光等の多様な魅力を連携した活性化の基盤形成を図ります。



町内の交流を支える県道益子公園線

(3) 都市計画道路

《都市計画道路整備の推進・促進》

- ・都市計画道路については、円滑な交通処理やまちづくりの骨格等としての整備効果が得られるよう、円滑な整備の推進・促進を図ります。
- ・面整備区域等においては、主要な生活道路や歩行者専用道路の適正な配置による道路ネットワークの形成を検討します。



益子市街地の都市計画道路：益子公園通り

《都市計画道路の見直し》

- ・社会経済動向に伴う広域的な交通の流れや土地利用・都市計画事業等の変化・進捗等を踏まえた都市計画道路ネットワークの見直しを図ります。
- ・本町においては、(主)つくば益子線の整備や益子・七井市街地における土地区画整理事業等、都市計画道路に影響する動きが見られることから、これらの動向や将来像等を踏まえた見直しを検討します。

《住民や観光客が安全に通行できる道路体系の形成》

- ・都市計画道路やその他の幹線道路の歩道と、歩行者専用道路等とのネットワーク化を図り、住民や来訪者が、徒歩・自転車等により安全・快適に通行できる道路体系を形成します。

(4) 生活道路等

《市街地内の生活道路》

- ・人口が集積する市街地内においては、災害時における歩行者の安全性の確保などに配慮した生活道路の維持・管理・整備等を図ります。
- ・土地区画整理事業等の面的整備区域においては、安全で円滑な移動や土地利用促進のため、適切な区画道路の配置に努めます。
- ・様々な状況から面的整備が困難な地区においては、安全な通行や防災機能確保等のため、必要に応じて生活道路の改良・整備等を図ります。

《その他の生活道路》

- ・集落部においては、通学路の安全性の確保など、歩行者・自転車の安全・快適な通行に配慮した生活道路の改良・整備等を図ります。
- ・生活道路としての機能の他、緊急車両の通行に支障をきたす狭隘道路についても、改良・整備等を図ります。

(5) 公共交通

《真岡鐵道による交通利便性の確保》

- ・通勤・通学や買い物など、生活を支える公共交通としての役割を担う真岡鐵道の存続を図るため、各種支援策の実施継続に努めます。
- ・自家用車による交通手段を持たない高校生などの利便性向上の促進や活用策の検討などを図ります。
- ・陶器市等のイベント時における乗客増に対応した車両の増結など、観光客の交通手段の確保や観光振興につながる活用策の促進に努めます。



真岡鐵道：S Lの風景

《バス路線・デマンド交通の利便性向上》

- ・高齢者・学生等の重要な交通手段となる路線バスの存続を図るため、各種支援策の実施継続に努めます。
- ・町全域の移動を支援するデマンドタクシーの運行継続や利便性向上に努めます。



町民の生活交通を担うデマンドタクシー

《観光振興のための交通手段の確保》

- ・観光振興の交通として東京と本町を結ぶ民間高速バス（関東やきものライナー）については、広域観光活動はもとより通勤・買い物の移動など多様な利活用がなされており、本町の活性化の軸として維持・利便性向上などを促進します。
- ・陶器市等の多くの観光客が訪れるイベント時には、乗客増に対応した増車や臨時バスの運行などによる円滑な輸送体制確保、利便性向上などを促進します。



広域連携を担うやきものライナー

3. 居住環境形成の方針

(1) 都市施設整備等の推進

《面的整備等の推進》

- ・本町において施行された面的整備地区について、城内坂地区は観光・交流におけるシンボリックな空間を形成し、七井第1地区は七井駅周辺において交通・商業等の利便性を備えた新たな居住拠点を形成するなど、それぞれ良好な都市環境形成に寄与していることから、今後とも都市基盤の維持・管理や景観等に配慮した質の高い環境の維持などを図ります。
- ・施行中の役場周辺地区については、益子駅と役場をつなぐエリアにおいて、生活の利便性が高く百目鬼川のうまい空間と調和した快適な居住環境形成を目指します。

《公園・緑地等の整備、維持・管理》

- ・役場周辺土地区画整理事業区域内の公園整備を推進するとともに、整備済の都市公園等の適正な維持・管理を図ります。
- ・整備済公園・緑地内の施設については、安全・快適な利用環境を確保するため、点検・維持・管理や長寿命化等の対策を図ります。

《供給処理施設等の整備、維持・管理》

- ・上水道施設については、安定的な供給を維持し、暮らしやすい環境の確保を図ります。
- ・下水道施設については、公共下水道事業による普及率の向上を図るとともに、それ以外のエリアでの農業集落排水や浄化槽普及等により、町全域における暮らしやすい環境の確保を図ります。
- ・電気・ガス等の施設については、事業者による安定的な供給の維持を促進します。
- ・その他、人口構造や産業構造の変化、循環型社会等への対応などのため、健康で文化的な生活・都市活動に関連する都市施設について、適正な配置を図ります。

(2) 定住促進のための環境づくり

《地域活力維持のための計画的な住宅地の確保》

- ・役場周辺地区においては土地区画整理事業により道路・公園等が整備された良好な都市基盤を整備し、移住・定住を誘導や、市街地内の賑わい・活力につながる拠点形成を図ります。
- ・益子・七井市街地においては、立地適正化計画の運用により生活サービス機能や人口密度等を維持し、持続可能な都市の核となる暮らしやすく活力のあるまちづくりを目指します。
- ・町の「土地開発事業指導基準」や「土地利用に関する事前指導要綱」に基づき、土地利用の方針との整合性を図りながら、民間による住宅・宅地開発の計画的な誘導を図ります。

《公的な住宅等の環境づくり》

- ・移住・定住の誘導や高齢者の利用などに配慮した、良質な町営住宅の維持・管理に努めます。

《益子の環境を活かした居住促進》

- ・本町の豊かな自然の中での子育てなど、良好な環境を活かした居住促進を図るため、居住環境整備等の向上に努めます。

(3) 協働（共同）による暮らしやすく魅力あるまちづくりの推進

《住民参加型のまちづくり》

- ・住民参加による、ゆとりある生活環境、統一された景観や緑の多い街並みなどの形成に向け、七井第一地区において運用されている地区計画制度や、各種協定等の活用を促進します。
- ・都市の再生に向けた取組として、景観形成や住民のまちづくり活動等を支援するまちなかウォークابل推進事業などの活用を図ります。



七井第1地区のゆとりある街並み

《暮らしやすい環境形成に向けた他部門との連携》

- ・誰もが暮らしやすい、人にやさしい生活環境の形成に向け、福祉・子育て・医療・教育等の関連する部門との連携によるまちづくりを推進します。
- ・「こどもまんなかまちづくり」等の取組を活かしながら、都市基盤や公共公益施設整備等において高齢者・子ども等が安全・快適・便利に利用できる環境づくりや、幅広い世代の暮らしや交流等を促進するソフト的な取組を推進・促進します。
- ・医療の環境について、大きな病院や町内に不足する診療科は近隣市町の医療機関を利用している状況を踏まえ、立地適正化計画と連携しながら、医療環境が充実した居住環境形成を図ります。
- ・益子駅に立地する保健センターをはじめ町内に立地する各種施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化による利用環境の向上、公共交通によるアクセスの向上等、関連する取組の推進・促進を図ります。
- ・空き家・空き店舗について、居住の場や店舗等の利活用を関係者と連携しながら、有効活用を図ります。



益子駅前に立地する保健センター

《住民・行政の合意・パートナーシップによるまちづくりの推進》

- ・益子町まちづくり基本条例の制定を受け、合意された将来像等の実現に向けた、町民等と行政のそれぞれの役割分担に基づくまちづくりを推進します。
- ・まちづくりに関するハード・ソフトの事業・施策等において、住民・事業者・行政の協働体制により進め、効率的・効果的で、かつ、持続可能な取組とします。
- ・住民が主体となった持続的な活動とするため、多様な年齢層、生活・事業形態などにより町に関わり、生活する人の参画を得るとともに、まちづくりを担う人材の育成を図ります。

4. 防災・減災の方針

(1) 自然災害への対策

《上位計画等との連携による安全な環境づくり》

- ・近年の激甚化・頻発化する自然災害による被害が発生していることを踏まえ、さまざまな災害に対する事前・事後の対策の方針・取組を定めた『益子町地域防災計画』『益子町国土強靱化地域計画』との連携により、安全・快適な生活環境の確保を図ります。

《土砂災害への対策》

- ・土砂災害の危険性がある急傾斜地等においては、斜面林の保全等の対策を図ります。

《水災害への対策》

- ・集中豪雨・台風等による水災害の未然防止や被害の軽減を図るため、各河川の状態に応じた適切な整備・改修や減災措置の実施等に努めます。
- ・町内に多く存する、ため池等の農業用水利施設や水田等の農地について、調整池等の防災機能を有する基盤として有効活用を図ります。

(2) 都市的土地利用における防災・減災

《市街地における安全な環境形成》

- ・災害時に大きな被害の発生が懸念される市街地においては、避難・救助活動の場となる公園等のオープンスペースの確保や、避難路・ライフラインとなる道路の安全確保及び適正な維持・管理に努めます。
- ・地域防災計画や立地適正化計画において定めた防災指針に基づく取組の推進、流域治水や農地の防災機能などの市街地周辺における防災機能の有効活用など、ハード・ソフトの各種取組と連携しながら安全な市街地環境形成を図ります。

《公共施設等における防災機能の確保》

- ・道路については、避難活動、救助活動、消防活動、ライフラインなどの様々な防災機能を有していることから、それらの機能に配慮した適正な維持・管理・整備に努めます。
- ・災害時での適切な対応を可能とする体制の強化に向け、災害対策本部が設置される町役場の適正な維持・管理をはじめ、防災上重要な役割を担う公共施設の耐震化等に努めます。
- ・災害時での迅速な情報収集・伝達を図る情報通信基盤の確保や、益子町防災マップの作成・配布による避難場所・避難路等の周知など、減災対策の推進に努めます。

5. 水と緑の方針

(1) 自然公園

《憩いの場としての活用》

- ・ 文化的資源やレクリエーション施設が立地する高館山や堂ヶ入沢付近については、広域的な利用を対象とした自然とふれあう憩いの場としての活用を図ります。
- ・ 登山やハイキングなどで多くの人が訪れる雨巻山周辺において、安全・快適に利用できる環境づくりを図ります。
- ・ 県立自然公園入口の拠点的な施設となるフォレスト益子の利用環境の維持・充実に努めます。



登山・ハイキング客が訪れる雨巻山



自然公園入口の拠点：フォレスト益子

《市街地に潤い・癒し等を与える緑景観》

- ・ 生活の中で身近に緑を感じ、憩い・散策・遊びなどの場としても利用できる環境の確保を図ります。
- ・ 自然公園内での各種行為に係る規制等により、市街地から眺望できる潤いのある緑景観の保全に努めます。

(2) 河川

《主要な河川沿いでの親水空間》

- ・ 河川等については環境・生活・産業等、様々な機能を有する貴重な自然環境としての保全を図ると共に、うるおいとやすらぎのある水辺を楽しめる場として、周囲の環境と一体となった親水空間における安全・快適な利用環境の確保等を図ります。
- ・ 貴重な生態系や生物多様性の保全を図るため、水質浄化活動をはじめとする自然環境保護のための取り組みを促進します。
- ・ 町民や来訪者など多くの人が水辺のレクリエーションを楽しめる場として、河川を巡りながら地域資源を結ぶサイクリングロードの整備を図ります。
- ・ 大郷戸ダム周辺に整備される既存の親水空間（遊歩道、芝生広場など）の保全や利用環境の充実に努めます。



小貝川の潤いのある水辺

(3) ゾーンごとの水と緑

《『益子町ランドスケープ計画』との連携》

- ・里山風景を活かした景観形成を図る『益子町ランドスケープ計画』(以下、「ランドスケープ計画」と言う。)との連携を図り、次代につながる益子の風景の保全・形成・利活用を図ります。

＊ランドスケープ計画については、太陽光発電施設の景観への影響等、近年の景観・環境の状況を踏まえ見直しを図る予定であることから、本計画においても整合を図るものとします。

《自然環境共生ゾーンの水と緑》

- ・八溝山地の緑については、里山林整備事業等による森林環境づくりや、前沢周辺の町有林を活用した遊歩道の整備など、保全及び活用策の推進に努めます。
- ・河川沿いの農地など、農業振興地域内における優良な農地の保全等に努めます。
- ・ランドスケープ計画との連携により、小宅エリアの古墳群や芳賀富士を活かした回遊ルート形成、大羽エリアの農・山・歴史や雨巻山を活かした景観形成、山本エリア、大郷戸ダム周辺、生田目地区里山を活用した景観形成などを図ります。



高館山の豊かな緑環境

《田園集落ゾーンの水と緑》

- ・屋外広告物の規制等を図りながら、山裾の田園集落を形成する水と緑の風景の保全に努めます。
- ・田園集落における河川・山林・水田等について、レクリエーションや憩いの場としての活用を検討します。
- ・ランドスケープ計画との連携により、田野エリアの小貝川等の川沿い整備と本沼古代窯群等を活かした景観形成を図ります。

《田園都市共生ゾーンの水と緑》

- ・小貝川沿いの農地など、農業振興地域内における優良な農地の保全等に努めます。
- ・地域資源をネットワークするサイクリングロードの整備をはじめ、小貝川沿いなどへのレクリエーションや憩いの場の創出を検討します。
- ・小貝川親水公園の適切な維持・管理に努めます。
- ・ランドスケープ計画との連携により、益子西エリアの星の宮地区の地域資源を活かした景観形成を図ります。



小貝川親水公園のようす

《都市的市街地ゾーンの水と緑》

- ・ゆとりと潤いのある市街地の形成に向け、公園や緑地の緑を確保するとともに、公共施設や道路における緑の確保に努めます。
- ・市街地や集落における緑の確保では、生け垣や敷地内の植栽等、住民・事業者等の協力が不可欠であることから、協働体制による緑化の取組や、緑化に係る活動の支援等を検討します。
- ・ランドスケープ計画との連携により、益子エリアの北郷谷採掘場周辺整備や高館山を活かしたネットワーク形成、七井地区の鉄道・小貝川沿いのルート形成やアカマツのグリーンベルト形成などを図ります。

(4) 景観

《地域の特性に応じた景観形成》

- ・高館山、堂ヶ入沢、雨巻山、芳賀富士などの町固有の地形等からなる自然環境や益子焼に関わる製造・販売（店舗）等の益子ならではの生業を感じられる風景を活かした景観形成を図ります。
- ・貴重な文化財（西明寺、地蔵院、綱神社、円通寺、安善寺、光明寺、小宅古墳群など）を活用し、歴史・文化を感じられる風景や、それらを巡る風情ある周遊道路、周辺環境の整備などを図ります。
- ・円道寺池周辺など地域に身近な潤いのある水辺・里山の環境については、美しい景観資源として保全を図るとともに、多くの人が自然に親しむ環境づくりに努めます。



地域のシンボルである芳賀富士



歴史・文化を有する西明寺

《貴重な樹林地・樹木の保全》

- ・町指定文化財として天然記念物に指定される樹木をはじめ、地域の目印となる貴重な樹林地・樹木の保存を図ります。
- ・樹林地、平地林、丘陵と背景となる森林や山における緑が基盤となった本町の美しい景観形成を図ります。また、これらの緑が、桜、菜の花、ひまわり、コスモスなどの色彩に、季節によって彩られる風景づくりを図ります。



町指定天然記念物：安善寺のしだれ桜

《良好な景観の保全・形成に向けた仕組みづくり》

- ・ゾーンごとの特色ある景観形成や、町の自然、暮らしや産業などが活かされた特有の景観を保全・形成していくため、法令や町の条例に基づく規制・誘導を図ります。
- ・太陽光発電施設の設置については、益子町の大きな魅力である里山などの景観を保全するため、里山風景と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例における、設置抑制区域のあり方を検討します。

第3章 地域別構想

《地域の設定》

“益子町の将来像”の実現に向け、地域の有する特性に応じたまちづくり構想を各地域ごとに設定します。

地域別構想策定の基準となる地域区分は以下のとおりです。

《地域区分の基本的な考え方》

益子町の将来像（『拠点・軸の空間構成』など）を踏まえつつ、都市計画によるまちづくりの観点から、用途地域が指定されている区域を中心に、5つの地域区分を以下のとおり設定します。

① 益子地域

益子市街地：用途地域の指定区域

② 七井地域

七井市街地：用途地域の指定区域

③ 田野地域

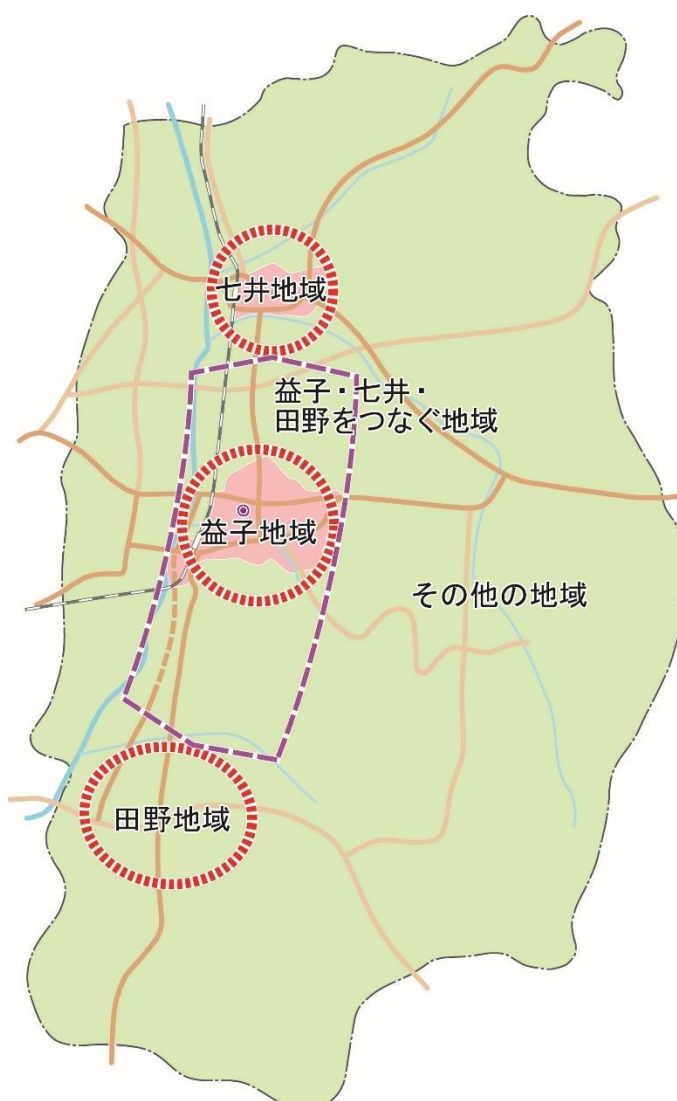
町南部の中心となる長堤・上山地区や「(仮)道の駅地域振興施設」を含む区域

④ 益子・七井・田野をつなぐ地域

益子・七井・田野地域を結ぶ位置にある区域

⑤ その他の地域

上記の4地域以外の田園集落・農地・自然環境等



1. 益子地域

(1) 土地利用

《生活利便性を備えた暮らしやすい中心市街地の形成》

- ・立地適正化計画において位置付けた土地利用ゾーニングの実現により、都市の骨格となる市街地形成を図ります。(ゾーニングは31ページ構想図参照)

〈益子駅周辺シンボルゾーン〉

益子地区の玄関口としてシンボルとなる空間づくりを目指します。

駅舎のデザインや仕掛け、町に関係する歴史・人物・資源に関するストーリーを活かした情報発信など、駅のまちづくり拠点機能の強化を検討します。

駅周辺においては、公共施設・店舗等が集積し、観光シーズンには多くの来訪者が見られることから、これらの利用者・来訪者が安全・快適に過ごせる環境を確保します。



益子の玄関口となる益子駅周辺

〈シビックゾーン〉

役場とその周辺において公共公益施設が集積し、行政サービスを中心とした利便性の高い空間づくりを図ります。

役場周辺土地区画整理事業により、益子駅周辺との一体性・連携性を強化し、多くの利用者・来訪者の安全・快適な利用環境の確保と、中心市街地の賑わいづくりにも資する良好な都市空間づくりを図ります。

〈役場周辺新市街地ゾーン〉

施行中の土地区画整理事業により安全・快適な生活基盤を形成するとともに、百目鬼川を活かした潤い・憩い・賑わい・交流のある良好な都市空間づくりを図ります。

益子駅周辺、役場周辺、市街地東部などと一体的に、生活サービス施設・行政施設や交通機関を利用しやすく、地域資源を活かした活力のある居住・定住の場の形成を図ります。

また、ランドスケープ計画に位置付けられている百目鬼川沿いの良好な景観形成の取組を進めます。

〈中心商業ゾーン〉

益子本通りを中心に生活サービスと観光・交流の商業機能が集積し、これらの機能や利用環境の向上により町の中心的な商業地づくりを図ります。

益子本通りにおいては、益子駅周辺シンボルゾーンと併せ、住民・宇都宮大学・事業者・行政等の協働による活性化に向けた取組を進めます。



活性化の取組が進む益子本通り

〈生活商業ゾーン〉

国道 121 号・294 号沿いの商業・業務施設の立地を活かし、歩行者・自転車が安全・快適に利用でき、歩いて便利に暮らせる中心市街地づくりを図ります。



役場周辺の商業施設等の集積

〈観光商業ゾーン〉

陶芸関連や飲食店等の観光・交流施設が集積し、陶芸を中心とした観光商業施設による観光・交流等の機能の維持・充実を図ります。

また、住宅も多いことから、益子ならではの景観と調和した、安全・快適・便利に暮らせる居住環境の確保を図ります。

〈城内坂新市街地ゾーン〉

面的な整備が行われ、上記「観光商業ゾーン」におけるシンボリックな空間となっていることから、今後とも来訪者が安全・快適に利用できる環境を維持しながら、活力・交流づくりの拠点となる魅力ある都市空間づくりを図ります。

〈文教・交流・スポーツ等複合ゾーン〉

益子中学校、益子町民センター（中央公民館、町民会館、総合体育館）など、さまざまな活動や交流の拠点について、教育施設としての機能維持を図ります。

整備中の図書館について、文教・交流等の機能を強化する施設として有効活用し、誰もが安全・便利にアクセスできる道路整備を図ります。

〈文教ゾーン〉

益子小学校及び周辺において、教育のための良好な環境形成のため、安全な通学路の維持・管理や防災機能の確保等を図ります。

《賑わいのある市街地づくり》

- ・市街地の東部については、益子陶芸美術館や城内坂通りを中心に、様々なかたちでの益子焼を活かしたまちづくりを進めます。
- ・駅周辺の益子本通りにおいては、住民・事業者・宇都宮大学・行政等の協働で進めている、空き家・空き店舗・未利用地の活用、生活・観光等の商業地としての景観形成、住民主体のソフト事業などによる活性化を促進します。



益子焼の魅力を伝える益子陶芸美術館

《土地利用の適正な規制・誘導》

- ・真岡鐵道以西においては、災害危険区域（ハザード）等の状況から立地適正化計画により居住誘導区域が除外されているものの、（主）つくば益子線バイパスの整備による広域ネットワークを活かし、産業系を基本とした都市的土地利用を促進します。このため、関係者の合意形成を図りながら、現在の住居系の用途地域の見直しを進めます。
- ・その他、用途地域内において低・未利用地となっている地区については、「土地開発事業指導基準」や「土地利用に関する事前指導要綱」に基づき計画的な土地利用を促進します。

(2) 交通ネットワーク

《広域的ネットワーク等の形成》

- ・主要幹線道路として、国道 294 号、国道 121 号、(主) つくば益子線、(一) 下大羽益子線、町道 37 号線等を位置づけ、適切な維持・管理や機能強化を図ります。
- ・七井地区とのネットワーク軸となる国道 121 号・294 号について、生活・交流等を支える基盤として、また、バス路線やデマンド交通の運行基盤として、骨格となる交通機能の維持を図ります。
- ・道の駅ましこや桜川筑西 I C 方面のネットワーク軸となる (主) つくば益子線について、広域的な自動車交通の流れを市街地に誘導する基盤としての機能の維持を図るとともに、バイパスルートの整備を促進します。
- ・幹線道路として、(一) 益子公園線を位置づけ、適切な維持・管理に努めるとともに、その他の生活幹線道路を適切に配置し、円滑な移動を支える道路ネットワークの形成を図ります。

《交通網のあり方等を踏まえた市街地の交通体系の見直し》

- ・観光シーズンの渋滞等への対応として、主要幹線道路により、街なかに通過交通が入らないようにする交通誘導や、歩車道分離による町民・観光客の安全確保等を図ります。
- ・(主) つくば益子線バイパスによる新たな広域交通の流れ、通過交通の市街地外への誘導、現状の交通の流れ等、今後の交通網のあり方や現状の課題を踏まえ、都市計画道路の見直しを行います。

《益子駅を中心とした公共交通の充実》

- ・真岡鐵道による広域的な公共交通ネットワークを維持するとともに、シンボルとなる駅舎や駅舎内の各種活動に利活用できる施設を活かし、まちづくりの核としても機能する拠点形成を図ります。
- ・市街地の賑わいづくりにおいても益子駅を活用し、町民や来訪者の共有のスペースである益子駅周辺（駅舎や福祉関連施設が集積するエリア）から城内坂地区までを、地域資源を連絡する区間として、歩行者を考慮したネットワークの形成を図ります。
- ・商業施設や医療機関等の生活サービス施設が集積する益子市街地と他地域を結び、生活・通勤・観光活動等における便利な移動手段を確保するため、路線バス、デマンドタクシーの運行継続や利便性の向上を図ります。
- ・首都圏と益子駅を結び、観光をはじめ通勤・買い物等の多様な利用に応える高速バスについて、広域ネットワーク機能を高める公共交通として運行継続促進や利便性向上を図ります。

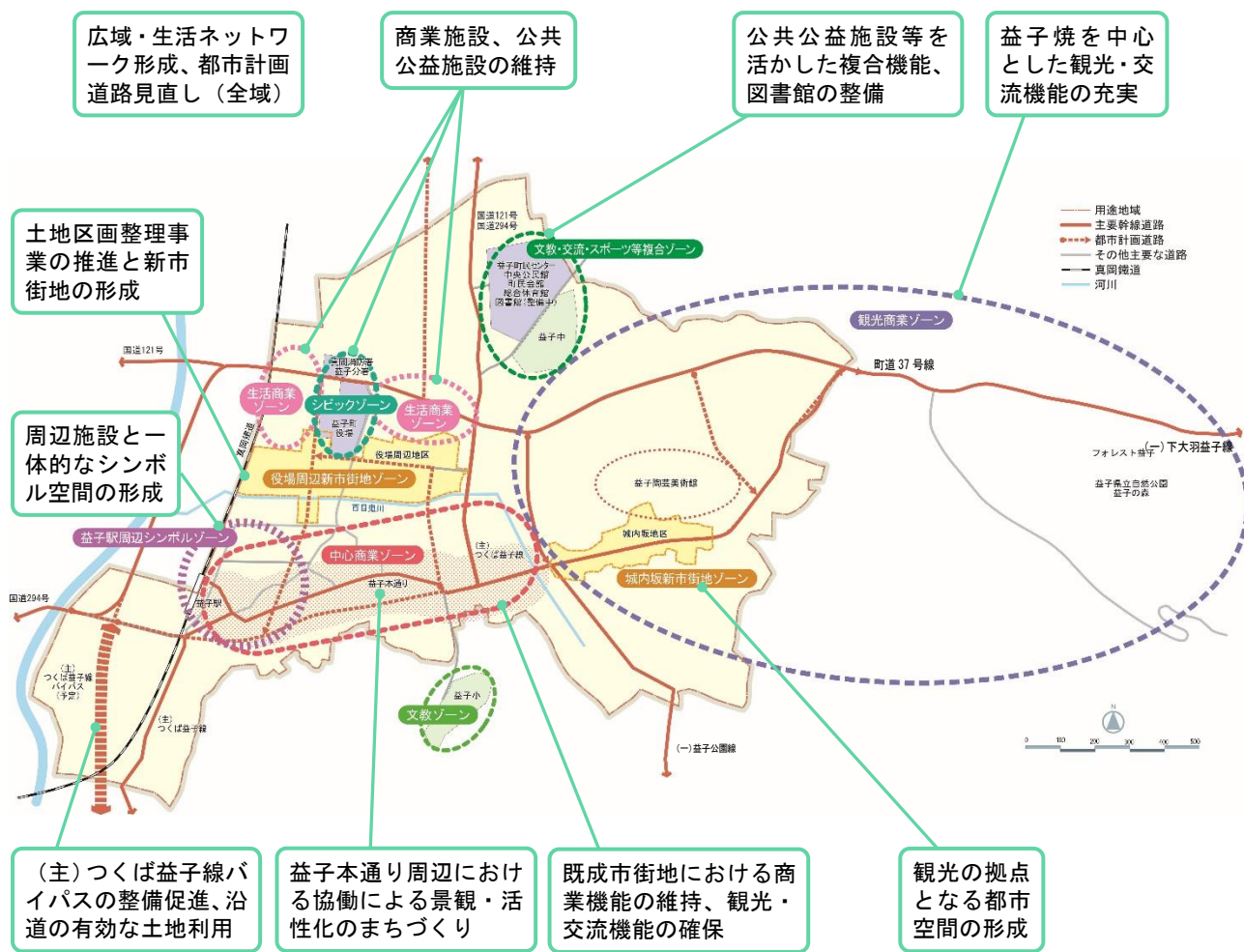


まちのシンボルとなる益子駅の駅舎

《歩行者・自転車ネットワークの充実》

- ・駅利用による来訪者が安全・快適・便利に市街地内を移動し、生活や観光・交流等の活動がしやすい環境づくりにより、活力と賑わいのあるまちづくりにつなげていくため、路面改良や案内機能の充実等により、歩行者・自転車等の安全・快適な移動及びネットワーク環境の充実を図ります。

【益子地域のまちづくり構想図】



2. 七井地域

(1) 土地利用

《交通網や面的整備を活かした便利で暮らしやすい市街地の形成》

- ・立地適正化計画において位置付けた土地利用ゾーニングの実現により、都市の骨格となる市街地形成を図ります。(ゾーニングは33ページ構想図参照)

〈七井駅周辺シンボルゾーン〉

七井地区における公共交通の拠点としての機能を維持するとともに、七井駅周辺のシンボルとなる空間づくりを目指します。

駅周辺における空き家や未利用地の都市的土地利用促進を進めるとともに、ランドスケープ計画に基づく真岡鐵道と連携したうるおいのあるスロー・ロードづくりを推進し、良好な都市空間形成を図ります。



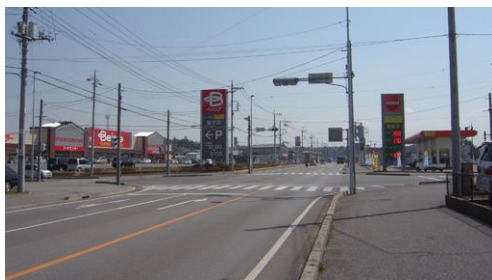
地域の交通拠点である七井駅

〈七井第1新市街地ゾーン〉

面的整備が行われた七井第1地区において、交通や買い物等の利便性を備えた安全・快適な生活基盤の形成を図ります。

国道沿いなどに店舗等の生活サービスが立地し、交通利便性と生活利便性を備えた新たな拠点形成が進んでいることから、地区内及び七井地域における居住促進につながる拠点機能の維持・充実を図ります。

地区計画の運用により質の高い街なみ景観や居住環境を形成し、七井駅と一体的にシンボルとなる都市空間の形成を図ります。



商業施設等が立地する国道123号沿道

〈生活商業ゾーン〉

「七井第1新市街地ゾーン」と一体的に国道123号・国道294号沿いに商業・業務施設が集積するエリアとなっており、地区内外の生活サービス機能の維持・充実を図ります。

便利で暮らしやすい環境を活かした居住誘導を支える拠点形成を図ります。

〈スポーツ・交流ゾーン〉

用途地域に近接する北運動場、北公園、あぐり館等を活かしたスポーツ・交流を促進し、賑わいと活力のある地域づくりを図ります。

〈文教ゾーン〉

七井小学校、七井中学校及び周辺において、教育のための良好な環境形成のため、安全な通学路の維持・管理等を図ります。

(2) 交通ネットワーク

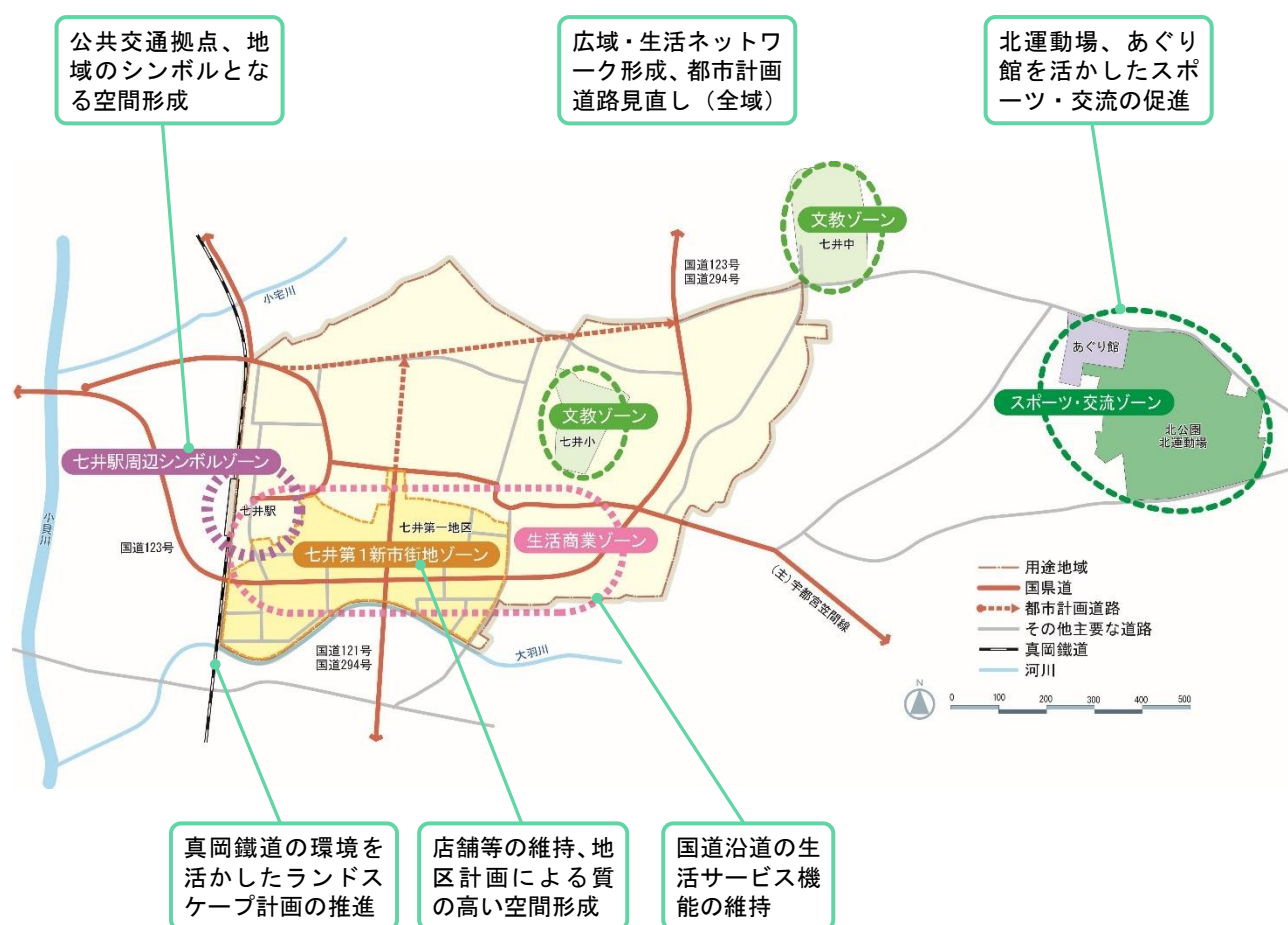
《広域ネットワーク等の形成》

- ・主要幹線道路として、国道 123 号、国道 294 号、(主) 宇都宮笠間線を位置づけ、適切な維持・管理や機能強化を図ります。
- ・益子地域とのネットワーク軸となる国道 121 号・国道 294 号について、生活・交流等の基盤として、また、バス路線やデマンド交通の運行基盤としての機能維持を図ります。
- ・主要幹線道路による広域交通の流れ、現状の交通の流れ等、今後の交通網のあり方や現状の課題を踏まえ、都市計画道路の見直しを行います。

《七井駅を中心とした公共交通の充実》

- ・真岡鐵道による広域的な公共交通ネットワークを維持し、七井駅へのアクセスや安全な利用環境等を確保します。
- ・公共交通利用者や地区住民などが安全・快適・便利に市街地内を移動し、生活や観光・交流等の活動がしやすい環境づくりのため、歩行者・自転車等の移動及びネットワーク環境についても充実を図ります
- ・商業施設等の立地する七井市街地と他地域を結び、生活・通勤等における便利な移動環境を確保するため、路線バス、デマンドタクシーの運行継続や利便性向上を図ります

【七井地域のまちづくり構想図】



3. 田野地域

(1) 土地利用

《地域の生活拠点の形成》

- ・学校、公園、道の駅、店舗等の各種施設の集積を活かし、町域南部における生活拠点形成を図ります。(ゾーニングは35ページ構想図参照)

〈生活拠点〉

田野小学校・田野中学校等の公共施設、店舗、益子町南運動公園等の各種施設の集積を活かし、町域南部における生活やまちづくりを支える拠点の形成を図ります。

〈観光・交流ゾーン〉

道の駅ましこの機能の維持、施設の適正な維持・管理、安全・快適なアクセス環境確保等を図るとともに、地域のまちづくり活動の場として活用を図ります。

さらには、広域的な交流人口・関係人口の誘導と益子地区をはじめ町全体の活力づくりへの波及効果をもたらす拠点形成、小貝川の親水環境や自然、営農環境と調和した地域活性化などを図ります。



観光・交流等の拠点：道の駅ましこ

〈スポーツ・交流ゾーン〉

南運動公園における施設の適正な維持・管理による安全・快適な利用環境を確保するとともに、多くの人が利用し、様々な活動を楽しむ地域の交流拠点として活用を図ります。



南運動公園のようす

〈文教ゾーン〉

田野小学校、田野中学校及び周辺において、教育のための良好な環境形成のため、安全な通学路の維持・管理等を図ります。



田野小・田野中の文教ゾーン

(2) 交通ネットワーク

《広域ネットワークの充実》

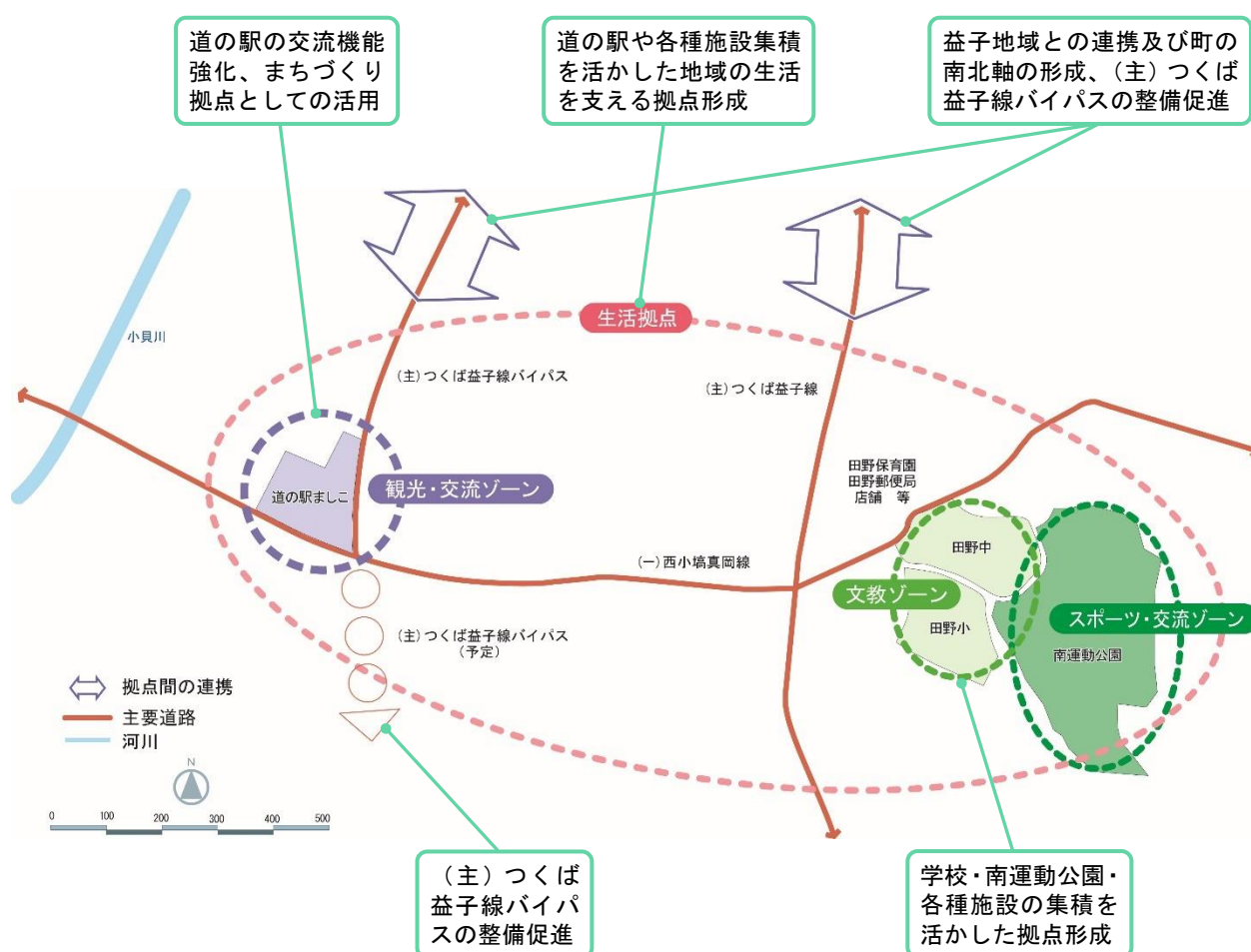
- ・益子地域及び桜川筑西ICを連絡し、広域的なネットワーク軸となる（主）つくば益子線について、バイパスルートの整備促進を図るとともに、生活・交流等の基盤として、また、デマンド交通の運行の基盤としての機能の維持を図ります。
- ・（主）つくば益子線バイパスについて、道の駅ましかから南への延伸するルートの整備を促進します。



《地域間の連携を高める南北軸の形成》

- ・市街地が形成されている益子地域及び七井地域とのネットワークについて、国・県道や市街地における都市計画道路と連携強化により、都市計画道路、町内の結びつきを高める南北軸の形成を図ります。

【田野地域のまちづくり構想図】



4. 益子・七井・田野をつなぐ地域

(1) 土地利用

《農地・山林等・里山・集落等が調和した環境づくり》

- ・益子・七井・田野地域を結ぶ国道 121 号・国道 294 号・(主) つくば益子線沿道における集落においては、道路等の必要な基盤施設の維持・改良や防災機能の確保等により、農地・里山・山地と調和した安全・快適に暮らせる居住環境の形成を図ります。
- ・地域の東側に広がる山地については、市街地・集落等と一体的に自然豊かな景観を形成する資源として、また、住む人や訪れる人に潤いを与える緑として保全を図ります。
- ・真岡鐵道及び小貝川沿いのまとまった農地については、生産基盤としての機能を確保するとともに、集落や里山と一体的に、実りある田園の風景として保全を図ります。
- ・国道 294 号、国道 121 号沿いを中心に形成されている既存の集落については、必要に応じた居住環境の維持・改善を図ります。



真岡鐵道沿いに広がる農地

《地域資源を活かしたまちづくりの推進》

- ・(主) つくば益子線バイパス沿いの農地におけるひまわり畑を活かした取組による交流人口誘導・活性化を図ります。
- ・生田目古墳及び周辺の里山における花を活かした景観形成について、地域住民主体の活性化の取組を促進します。



ひまわり祭り会場

(2) 交通ネットワーク

《拠点間及び広域ネットワークの形成》

- ・主要幹線道路として、国道 121 号、国道 294 号、(主) つくば益子線を位置づけ、都市計画道路等と連携させながら、益子地域・七井地域・田野地域を結ぶ拠点間ネットワークの形成を図ります。
- ・益子地域と道の駅ましことの連絡や、桜川筑西 I C 方面とのネットワークを強化する(主) つくば益子線バイパスの整備を促進します。

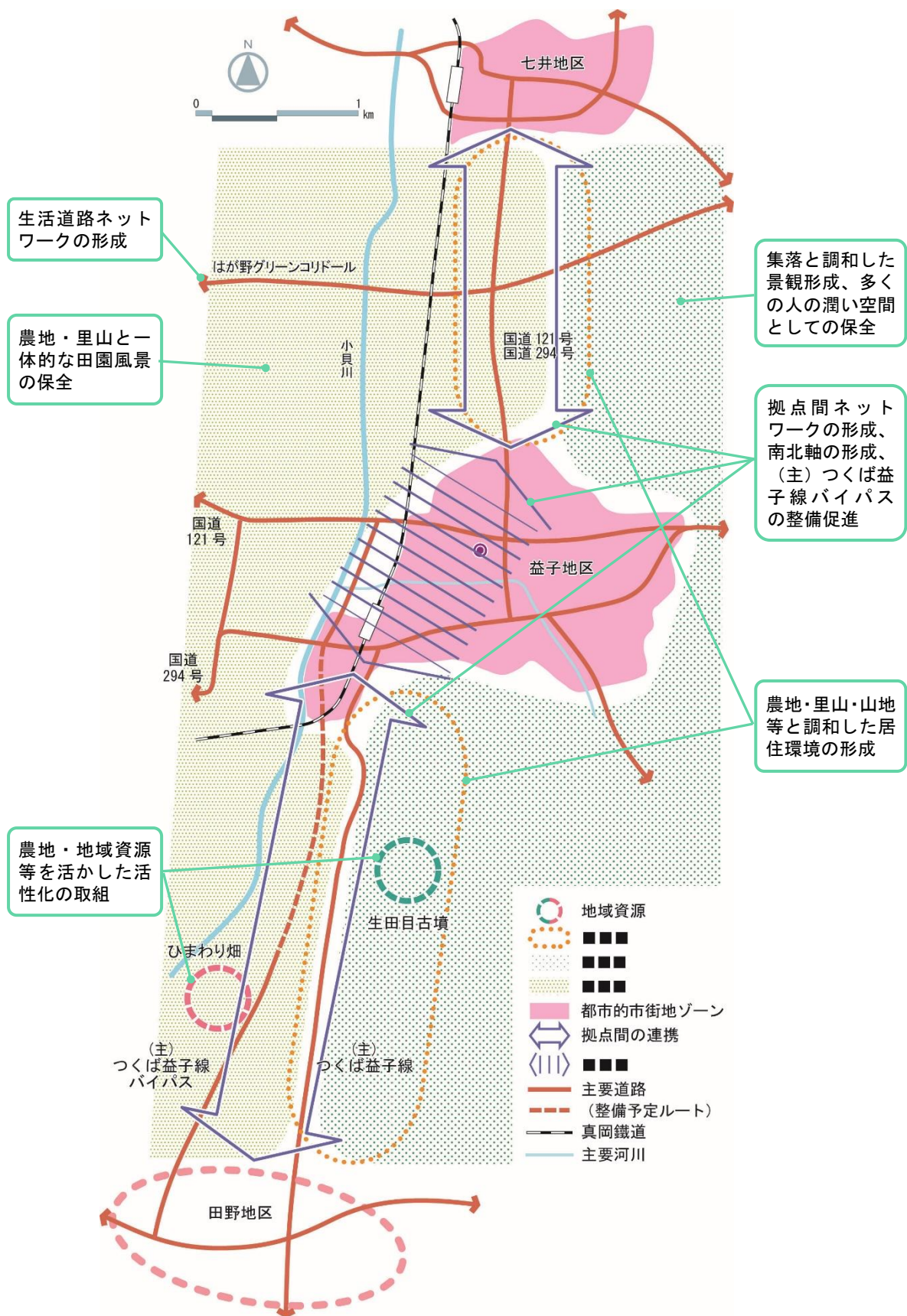


益子・七井をつなぐ国道 294 号

《生活道路ネットワークの充実》

- ・幹線道路として、東西を横断する広域農道(はが野グリーンコリドール)を位置づけ、適切な維持・管理に努めるとともに、その他の生活幹線道路を適切に配置し、円滑な移動を支える道路ネットワークの形成を図ります。

【益子・七井・田野をつなぐ地域のまちづくり構想図】



5. その他の地域

(1) 土地利用

《景観や地域資源を活かした全町的なまちづくり》

- ・ランドスケープ計画に基づく、益子町の豊かな自然・里山と調和したまちづくりや、農地・里山の環境保全活動（多面的機能支払交付金事業）による、益子ならではの景観を有効に活用した取組を進めます。
- ・太陽光発電施設については、景観面への影響だけでなく、今後予測される耐用年数に伴う処分等の環境面への影響にも十分配慮し、里山景観との調和を定める条例による事前の対応、処分時の適切な対応等を図ります。

《市街地周辺の土地利用》

- ・益子市街地周辺の益子焼及び観光関連施設を活かした観光・交流のエリア形成を促進します。
- ・七井市街地周辺の小貝川・小宅川・太羽川の河川や河川沿いの農地の保全・活用を図ります。

《小貝川以西における土地利用の促進》

- ・工業専用地域及び星の宮地区においては、県央エリアとの近接性を活かし、周辺環境との調和に配慮した工業系土地利用を促進します。
- ・（一）埴芳賀線沿いなどに都市的土地利用が見られるエリアにおいては、公共下水道の整備をはじめ、良好な居住環境の形成に向けた整備・誘導方策を検討します。

《地域資源・観光拠点等を活かしたまちづくり》

- ・国指定・県指定の重要文化財が集積する地藏院や綱神社、西明寺、円通寺など、中世の歴史的価値の高い建造物を有効な地域資源と捉え、商工会、観光協会、道の駅ましこ、益子ラボと連携し、魅力あるまちづくりを推進します。
- ・町内には、いちご、ブルーベリー、ブドウなど、野菜や果樹をメインとした観光農園、また、多数のカフェ店、パン店、飲食店が存在します。これらの農業と食を活かした取組を推進します。



国指定重要文化財：地藏院本堂



益子観光いちご団地

(2) 交通ネットワーク

《活性化の基盤となる魅力あるネットワーク形成》

- ・魅力ある地域資源・景観地などを巡る緑のネットワーク形成のため、国・県道や主要な町道等において、歩行者・自転車が安全・快適に通行できる環境確保を促進・推進します。
- ・緑のネットワークや、ランドスケープ計画における“スローロード(安全で風景を楽しむ道)”等の周知・活用により、幹線道路・鉄道等による交流人口誘導・活性化を図ります。

【その他の地域のまちづくり構想図】

*ランドスケープ計画対象エリアについては他地域を含む



資料編

1. 上位計画等における位置付け

(1) 『栃木県重点戦略 “とちぎ未来創造プラン”』（令和3年）

《めざすとちぎの姿》

- ・ とちぎの将来像：人が育ち、地域が活きる 未来に誇れる元気な “とちぎ”
- ・ とちぎの将来像の実現に向けて
 - ◆ 次代を担う人がたくましく育ち、あらゆる場で活躍する「とちぎ」：人材育成戦略
 - ◆ 魅力ある多彩な産業が活力にあふれ、豊かさに満ちる「とちぎ」：産業成長戦略
 - ◆ いつまでも健康で、誰もがいきいきと暮らせる「とちぎ」：健康長寿・共生戦略
 - ◆ 強くしなやかで、安全・安心を実感できる「とちぎ」：安心・安全戦略
 - ◆ 誇れる地域・豊かな自然を未来につなぐ「とちぎ」：地域・環境戦略

《将来像の実現に向けたとちぎづくり》（主な取組を抜粋）

重点戦略2：産業成長戦略

○とちぎの明日を創る産業成長プロジェクト

- ・ 市町との連携・協働による企業ニーズを踏まえた新たな産業団地の整備促進
- ・ オフィスの地方移転・分散化の動きを踏まえたサテライトオフィス等の誘致の促進
- ・ 人やモノの流れを支える広域道路ネットワークの充実・強化など

○活力ある農林業実現プロジェクト

- ・ AI・IoT等の未来技術を活用したスマート農業の加速化
- ・ 土地利用型園芸メガ産地の育成や産地連携によるサプライチェーン構築の促進
- ・ エネルギー利用等、森林資源のフル活用に向けた取組の促進など

○観光立県躍進プロジェクト

- ・ Ma a S※の導入等による二次交通の利便性向上と周遊観光の促進
- ・ 観光地へのアクセス道路の整備や渋滞対策の実施など

※Mobility as a Service の略。出発地から目的地まで、利用者にとって最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービス

重点戦略4：安心・安全戦略

○県土強靱化プロジェクト

- ・ 土砂災害による被害を防ぐ砂防施設の整備推進
- ・ 災害時における安定した輸送を支える広域道路ネットワークの充実・強化
- ・ 住宅・建築物の倒壊による被害防止・軽減に向けた耐震化等の促進など

○暮らしの安全・安心向上プロジェクト

- ・ 通学路など子どもたちの移動経路における歩道整備の推進
- ・ 誰もが安全に通行できる自転車通行空間の整備の推進など

重点戦略5：地域・環境戦略

○暮らしやすい「まち」づくりプロジェクト

- ・ 中心市街地の活性化やコンパクトな「まち」づくりの促進
- ・ 中山間地域の集落機能等を維持する「小さな拠点」の形成に取り組む市町への支援
- ・ 地域における持続可能な生活交通の確保に対する支援

(2)『第3期ましこ未来計画 益子町デジタル田園・都市構想総合戦略』(令和5年改訂)

《まちの将来像》

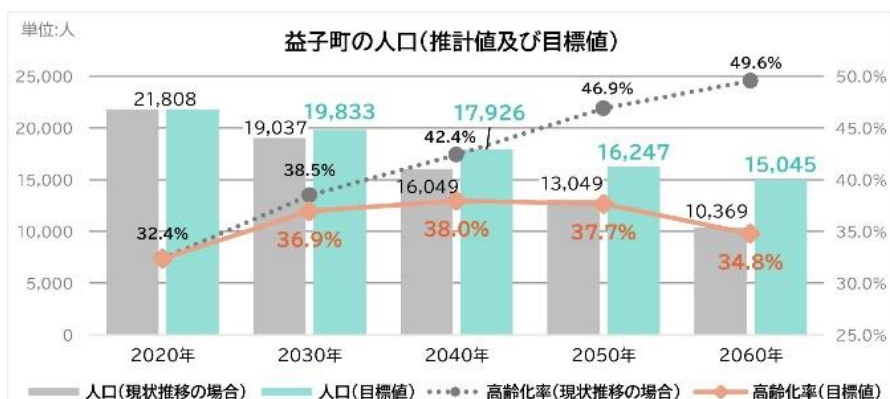
幸せな協働体(共同体)・ましこ

《計画の目的》

「ましこならではの」の価値をつくり、「逆転の時代」をつくる

【重要目標達成指標】

- ・ 合計特殊出生率 1.35 (2018) → 1.50 (2025)
- ・ 20～30 歳代の移住者 — (2018) → 100 組 (2025)



《優先目標及び基礎目標》

- 【優先目標】
- ・ 子育て・教育環境の充実を図り「子供を育てたいまち」をつくる
 - ・ 住環境の整備により「住みたいまち」をつくる
 - ・ 産業振興により「仕事のあるまち」をつくる

- 【基礎目標】
- ・ 幸せを感じる暮らしをつくる
 - ・ 風土に根ざした産業をつくる
 - ・ 社会的に自立した人を育てる
 - ・ 地域資源を活かし、未来へレガシーをつくる
 - ・ 健全で次世代型の経営体をつくる

《基本計画》抜粋

【優先目標：住環境の整備により「住みたいまち」をつくる】

● 益子の中心地の付加価値の向上

- ・ 役場周辺土地区画整理事業を進め、美しく快適で利便性の高い町の中心地を創る。

● ランドスケープ計画とともに里山に暮らす喜びを共有できる宅地をつくる

- ・ 町内各地の「平地林」や「山裾」を活かし、「ましこならではの」の住まいづくりを促進する。

● 子育て世代を惹きつける、益子の暮らしがたのしめる住まいの提案

- ・ 子育て世代に向けた、益子の暮らしの体験機会を充実させる。
- ・ 子育て世代向けの益子の暮らしの体験施設整備を進める。
- ・ 町有地の活用も含め、民間活力との連携により、子育て世代向けの「定住促進住宅」の整備を進める。

● 第3の居場所(サードプレイス)づくり

- ・ 自宅や職場、学校以外の居場所ともなりえる、図書館を核にした複合施設の整備を進める。

(3)『益子都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』（令和3年）

- ・目標年次：都市づくりの基本理念や将来の都市構造については令和17年、土地利用や都市施設等の決定方針については令和7年を想定

・都市づくりの基本理念

- ◆ 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- ◆ 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- ◆ 持続可能で効率的な都市づくり
- ◆ 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- ◆ とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

《拠点地区》

- ・地域拠点地区：益子駅周辺地区
- ・生活拠点地区：地域拠点地区周辺の住居系市街地、七井地区、田野地区などの既存集落など
- ・産業拠点地区：埴地区、星の宮工業団地など
- ・観光レクリエーション拠点地区：城内坂地区、道の駅益子など

凡	例
行政界	-----
都市計画区域界	-----
鉄道	-----
広域連携軸	-----
道路	-----
都市間連携軸	-----
都市内連携軸	-----
広域拠点地区	-----
地域拠点地区	-----
主な生活拠点地区	-----
産業拠点地区	-----
観光レクリエーション拠点地区	-----

【将来市街地像図】



【土地利用構想図】

《基盤構造》

- ・広域連携軸：真岡鐵道、高速バス、路線バス、
(国) 121号、123号、294号、
(主) 宇都宮笠間線、つくば益子線
- ・都市間連携軸：真岡鐵道、路線バス
- ・都市内連携軸：真岡鐵道、路線バス、
(一) 黒田市埴真岡線、下大羽益子線、
埴芳賀線、西小埴真岡線、
山本下大羽線、
芳賀広域農道、
(都) 3・5・7号益子石並通りなど

凡	例
行政界	-----
都市計画区域界	-----
高速道路	-----
国道	-----
主要地方道・一般県道	-----
市町村道	-----
鉄道	-----
住宅地	-----
商業・業務地	-----
工業地・流通業務地	-----
公園・緑地ゾーン	-----
田園集落ゾーン	-----
自然環境保全ゾーン	-----



(4)『益子町立地適正化計画』（令和 5 年）

《計画の基本理念》

～暮らしやすく魅力・活力のある市街地を核とした持続可能な都市づくり～

《都市の骨格構造》

● 拠点機能

○ 生活・交流拠点（拠点市街地）：益子地区

- ・地域資源を活かした魅力と活力があり、生活の場としても便利で暮らしやすい中心市街地の形成

○ 生活拠点（拠点市街地）：七井地区

- ・良好な生活基盤が整備され、交通利便性に優れた便利で暮らしやすい生活環境を有する拠点の形成

○ 交流拠点：道の駅ましこ

- ・道の駅の機能の充実とともに益子地区との連携を図ることにより、町の新たな観光・交流の拠点としての位置づけを強化

○ 中心的集落：田野地区

- ・町域南部の生活を支え、道の駅ましこと一体的に地域のまちづくりや活力づくりの拠点の形成

● ネットワーク機能（道路交通網）

○ 拠点市街地間連携軸

- ・益子地区（生活・交流拠点）と七井地区（生活拠点）をネットワークする国道 121 号・294 号・バス路線等の公共交通について、両市街地の生活・交流等の連携における軸として機能

○ 拠点間連携軸

- ・益子地区（拠点市街地）と道の駅益子（交流拠点）及び田野地区（中心的集落）を結ぶ主要血方道つくば益子線及び同バイパスについて、拠点間の生活・交流等の連携における軸として機能

○ 都市マス交通網

- ・都市マスにおいて町内外及び市街地内の主要な交通網と位置付けられている国県道及び都市計画道路等について、本計画においても生活・交流の軸として機能

2. 現況特性

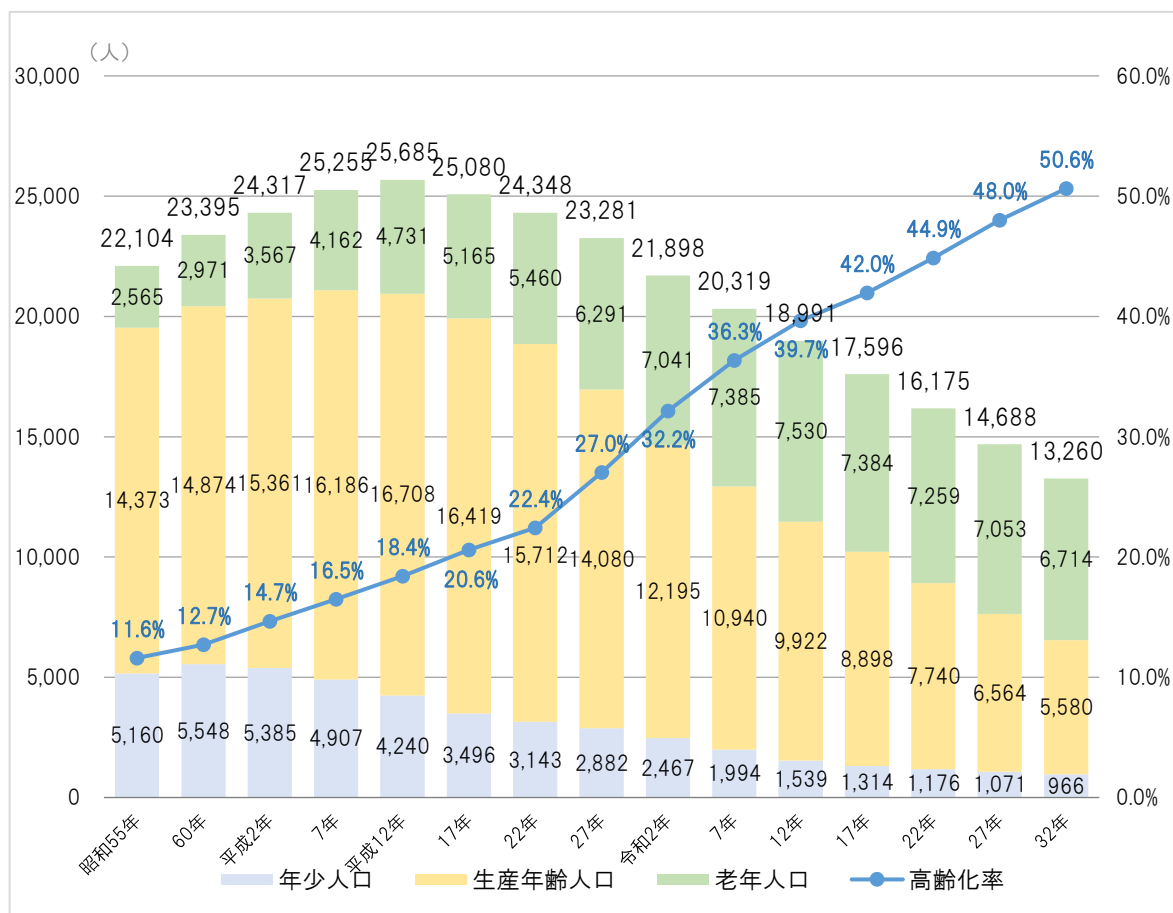
(1) 人口特性

① 総人口および年齢3区分構成比の推移と人口推計

総人口は平成12年の25,685人をピークに減少へと転じ、令和2年には約2,800人減の21,898人となっています。年少人口は昭和60年の5,548人から、令和2年には2,467人とピーク時の半数以下に減少しています。生産年齢人口は平成7年のピーク時から令和2年には75%に減少しています。一方、高齢化率は増加傾向であり、令和2年の時点で全体の32%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所によると、人口の減少、高齢化率の増加は今後も進行すると予測され、令和22年には、人口はピーク時の6割程度となり、そのうち4割以上が65歳以上になる見込みとなっています。令和32年には、人口はピーク時の5割程度となり、その半数が65歳以上になる見込みとなっています。

【 総人口および年齢3区分別人口の推移と高齢化率の変遷 】

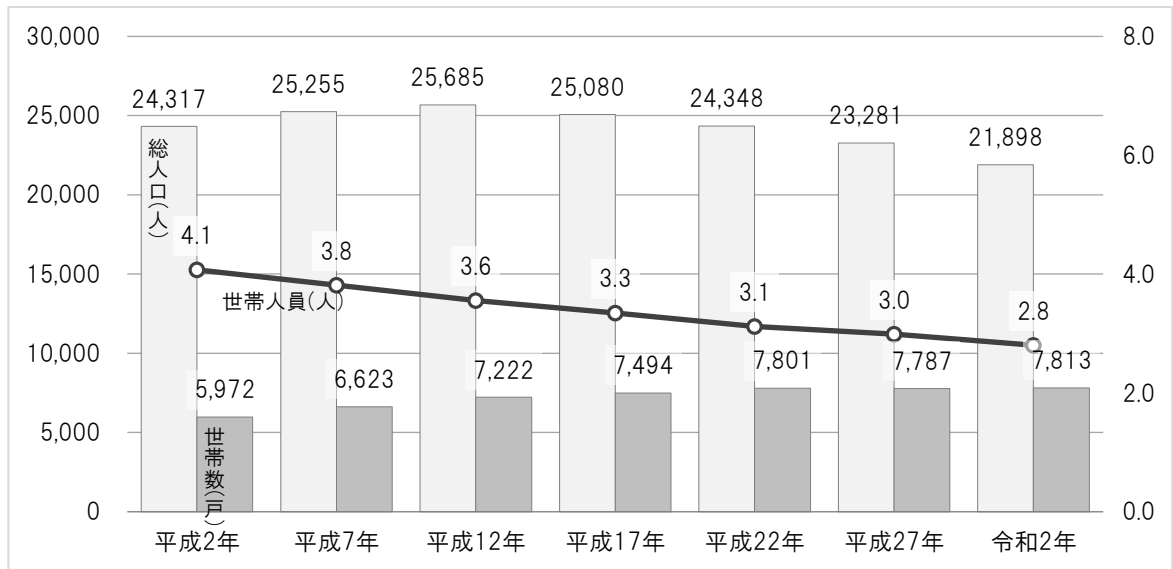


資料：令和2年までは国勢調査による実績値、令和7年以降は「社人研」による推計（令和5年推計）

② 総人口・世帯数の推移

総人口は平成 12 年の 25,685 人をピークに減少へと転じ、令和 2 年には約 2,800 人減の 21,898 人となっています。世帯数は増加傾向にあり、平成 22 年から平成 27 年にかけて減少の兆しが見えたものの、令和 2 年には再び増加に転じています。世帯人員は、一貫して減少しており、核家族化や単身高齢者・高齢者夫婦世帯の増加が伺えます。

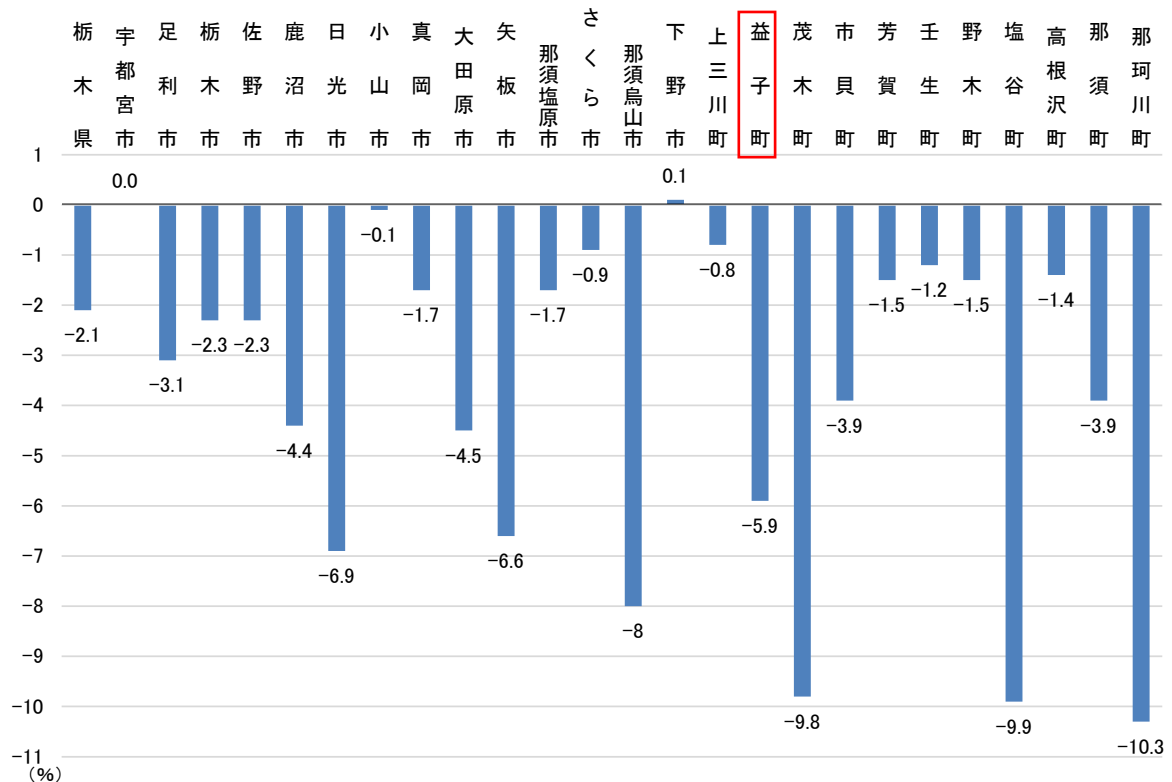
【 人口・世帯数・世帯人員の推移 】



資料：国勢調査

人口の推移について、平成 27 年と令和 2 年の減少割合は-5.9%で、県全体の-2.1%の倍以上となっています。県内他市町と比べても減少割合が多い状況です。

【 人口の推移（平成 27 年から令和 2 年の比較） 】

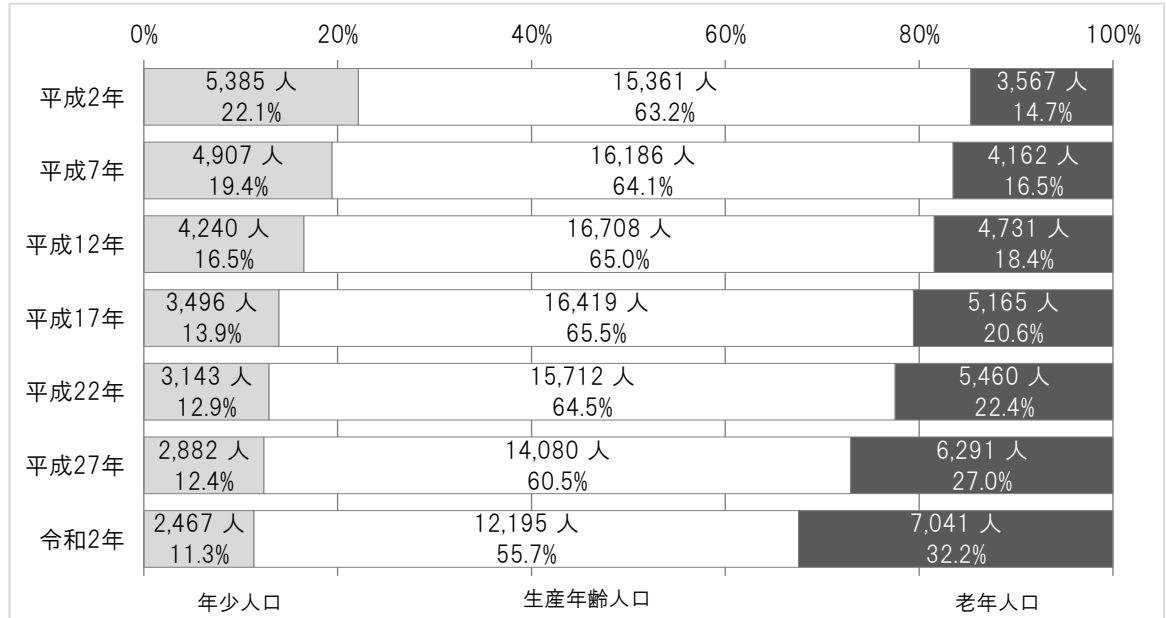


資料：国勢調査

③ 年齢3区分構成比

30年間に於いて、年少人口は半数以下に減少し、老年人口は約2倍に増加しています。

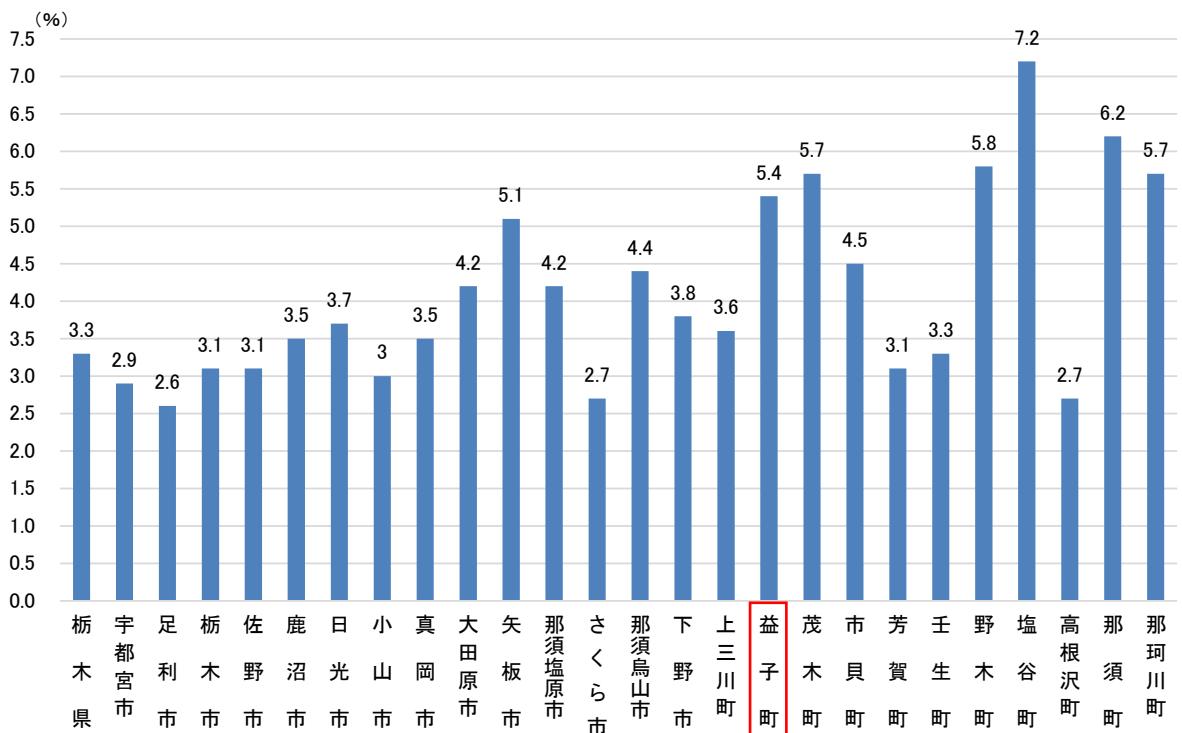
【年齢3区分別人口の推移】



資料：国勢調査

老年人口割合の推移より高齢化の状況を見ると、平成27年と令和2年の増加割合は+5.4%で、県全体の+3.3%と比べて増加割合は多くなっています。県内他市町と比べても増加割合が多い状況です。

【老年人口割合の推移（平成27年から令和2年の比較）】



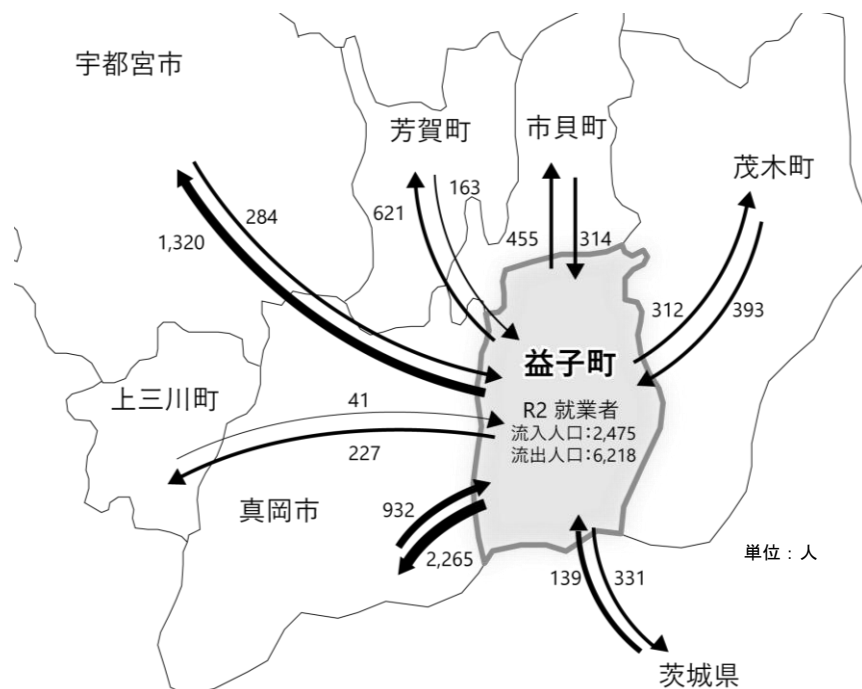
資料：国勢調査

④ 人口の流出入

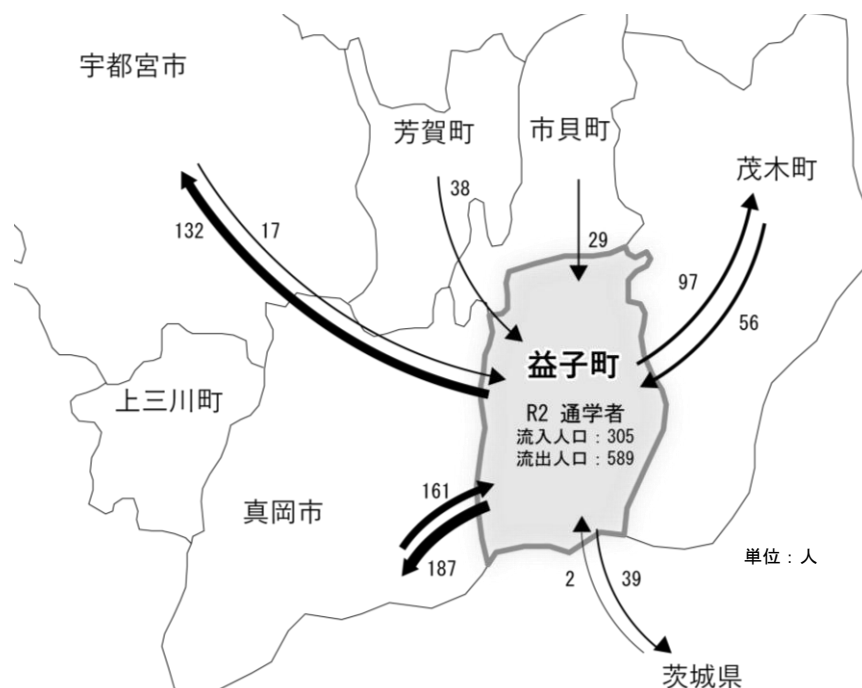
就業者は、真岡市・宇都宮市・芳賀町・上三川町・市貝町・茨城県への流出超過、茂木町からは流入超過となっています。特に、隣接する真岡市と県都宇都宮市との関係が強くなっています。

通学者は、真岡市・宇都宮市・茂木町への流出が多くなっています。

【 通勤の状況(令和2年) 】



【 通学の状況(令和2年) 】



資料：国勢調査（通勤通学状況）

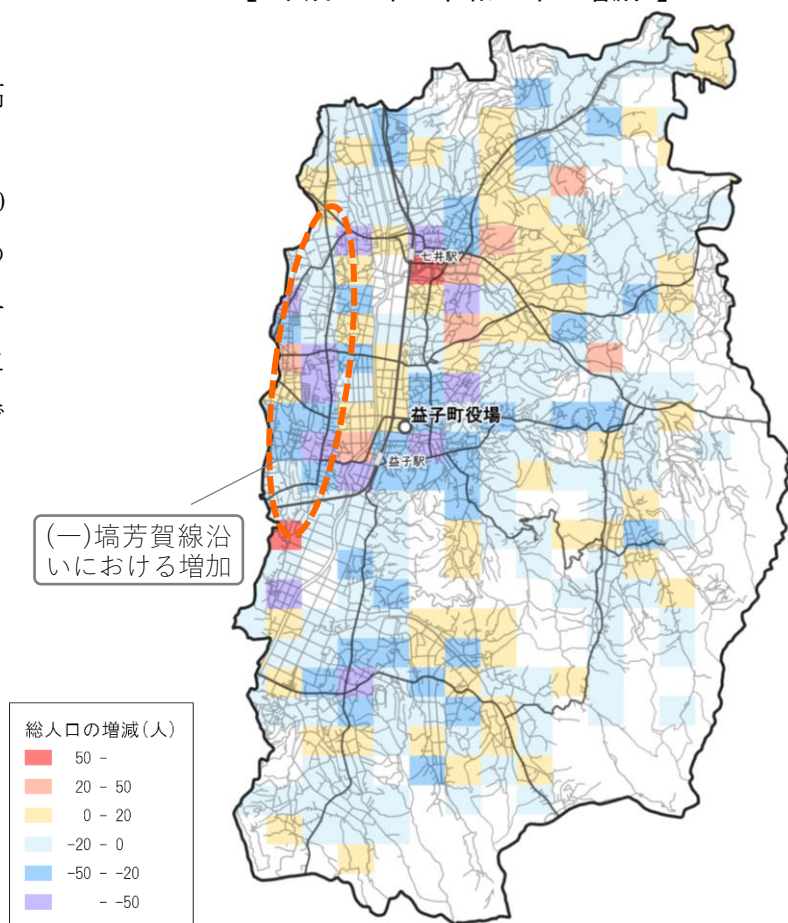
⑤ 人口の分布状況

《総人口の変化》

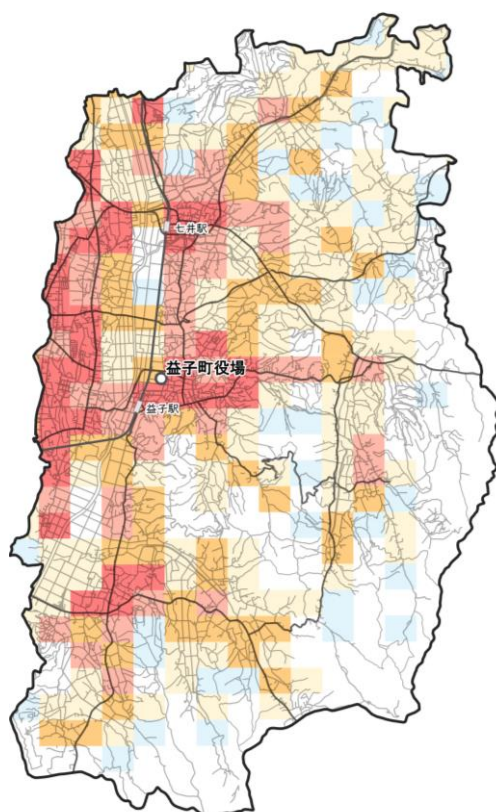
総人口の分布は、益子地区、七井地区の用途地域や、(一) 塙芳賀線沿いに集積しています。

平成 22 年から令和 2 年の 10 年間の変化では、益子駅周辺の用途地域において減少する一方、七井地区の面的整備地区においては増加している状況です。

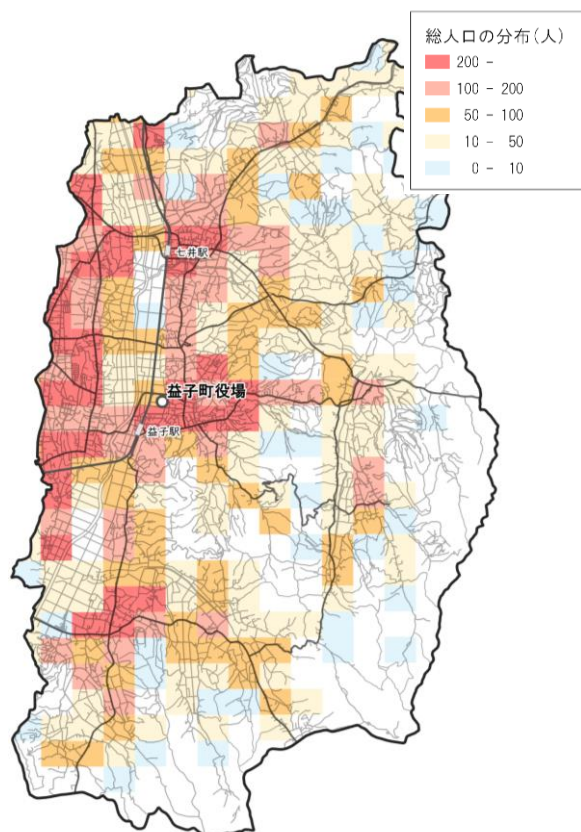
【平成 22 年→令和 2 年の増減】



【平成 22 年】



【令和 2 年】

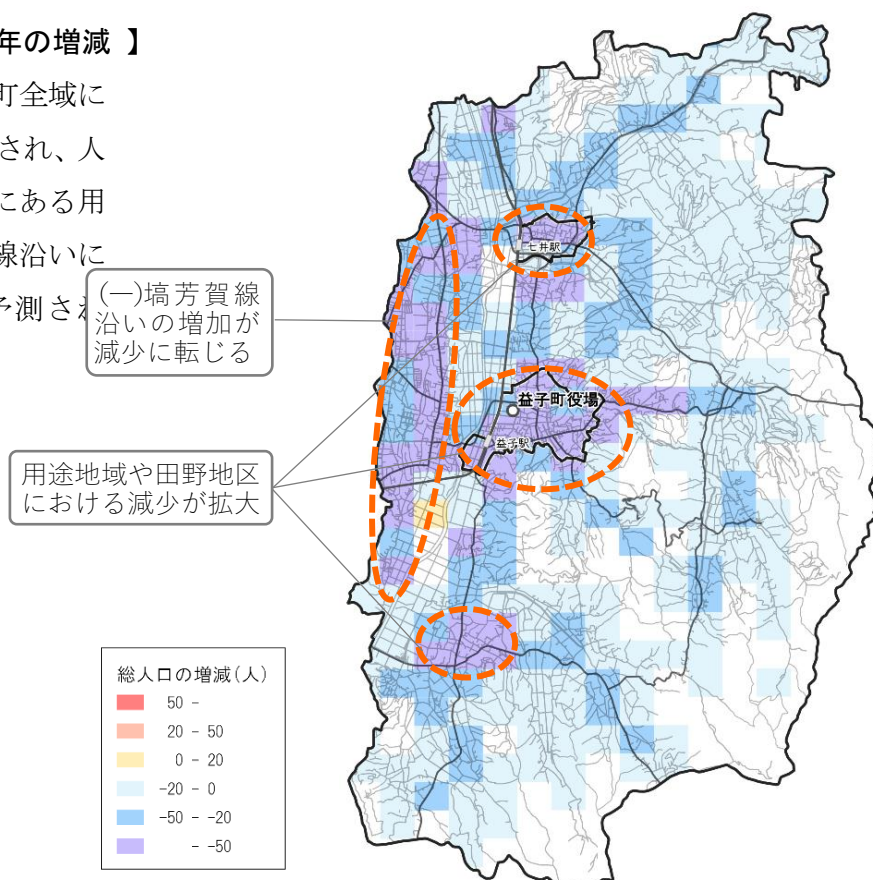


資料：国勢調査

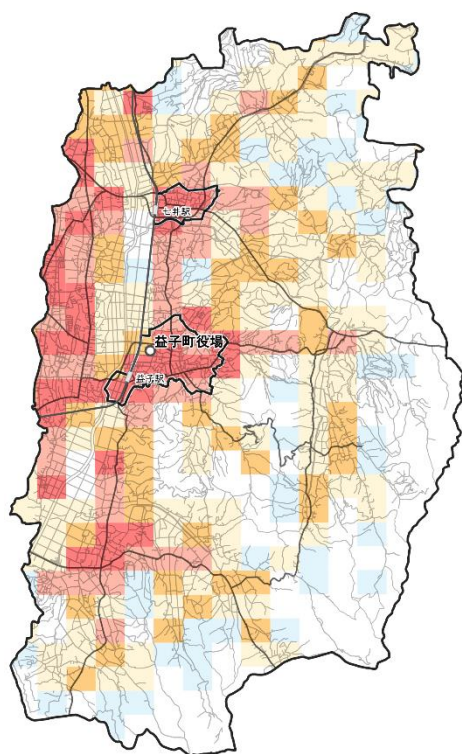
《総人口の見通し》

【平成27年→令和27年の増減】

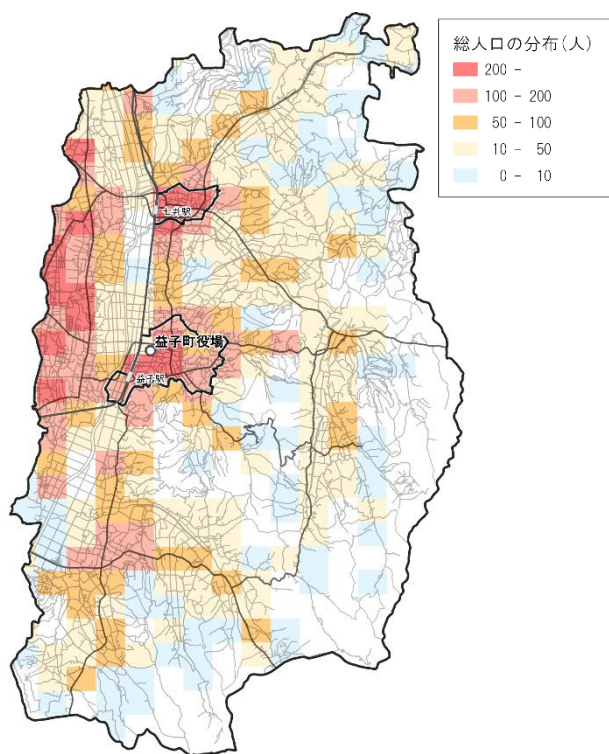
今後の見通しでは、町全域において減少傾向が予測され、人口が集積し、増加傾向にある用途地域や（一）埴芳賀線沿いにおいても減少すると予測されます。



【平成27年】



【令和27年】



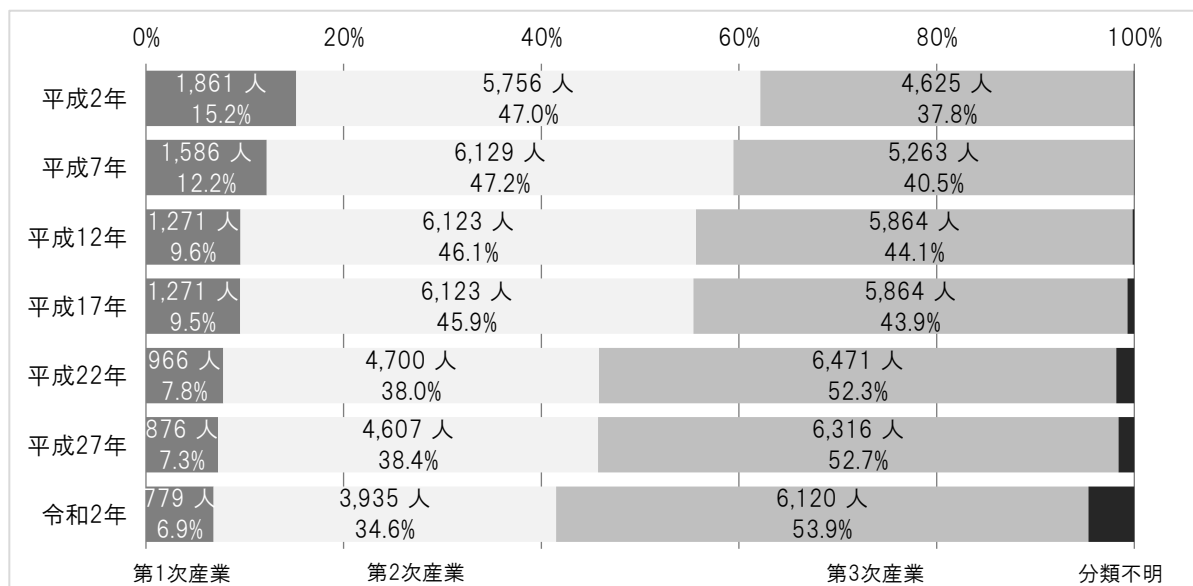
資料：国土数値情報 500m メッシュ別将来推計人口（H30 国政局推計）

(2) 産業の状況

① 産業別就業者の状況

第1次産業は平成2年から令和2年にかけて半数以下に減少しています。第2次産業は平成17年から平成22年に大きく減少し、対して、第3次産業は大きく増加しています。平成22年以降で第3次産業への就労割合は5割を超えています。

【 就労人口の推移 】

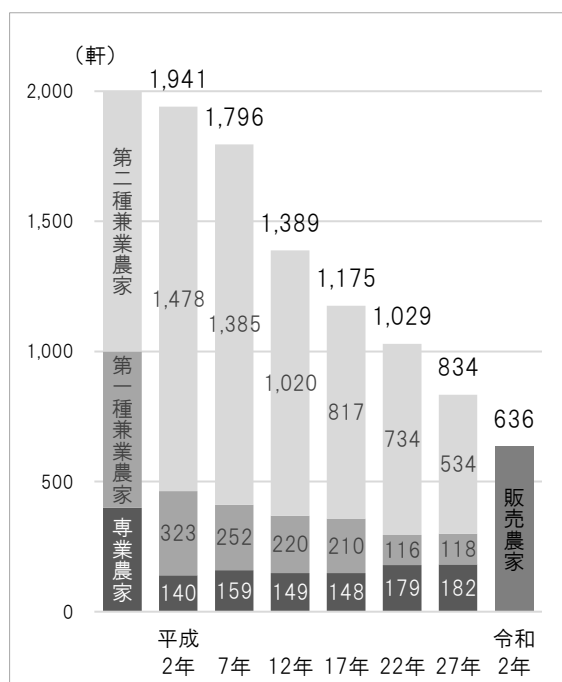


資料：国勢調査

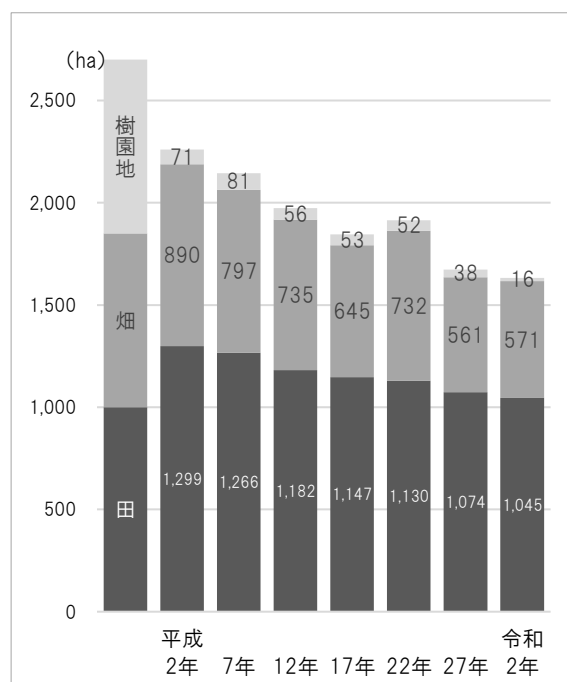
② 農業の状況

農家の総数は平成2年から令和2年にかけて約7割減少していますが、平成27年までの統計では専業農家は微増ながら増加傾向を示しています。兼業農家が大きく減少しています。経営耕地面積も減少傾向にあります。

【 農家数の推移 】



【 経営耕地面積の推移 】

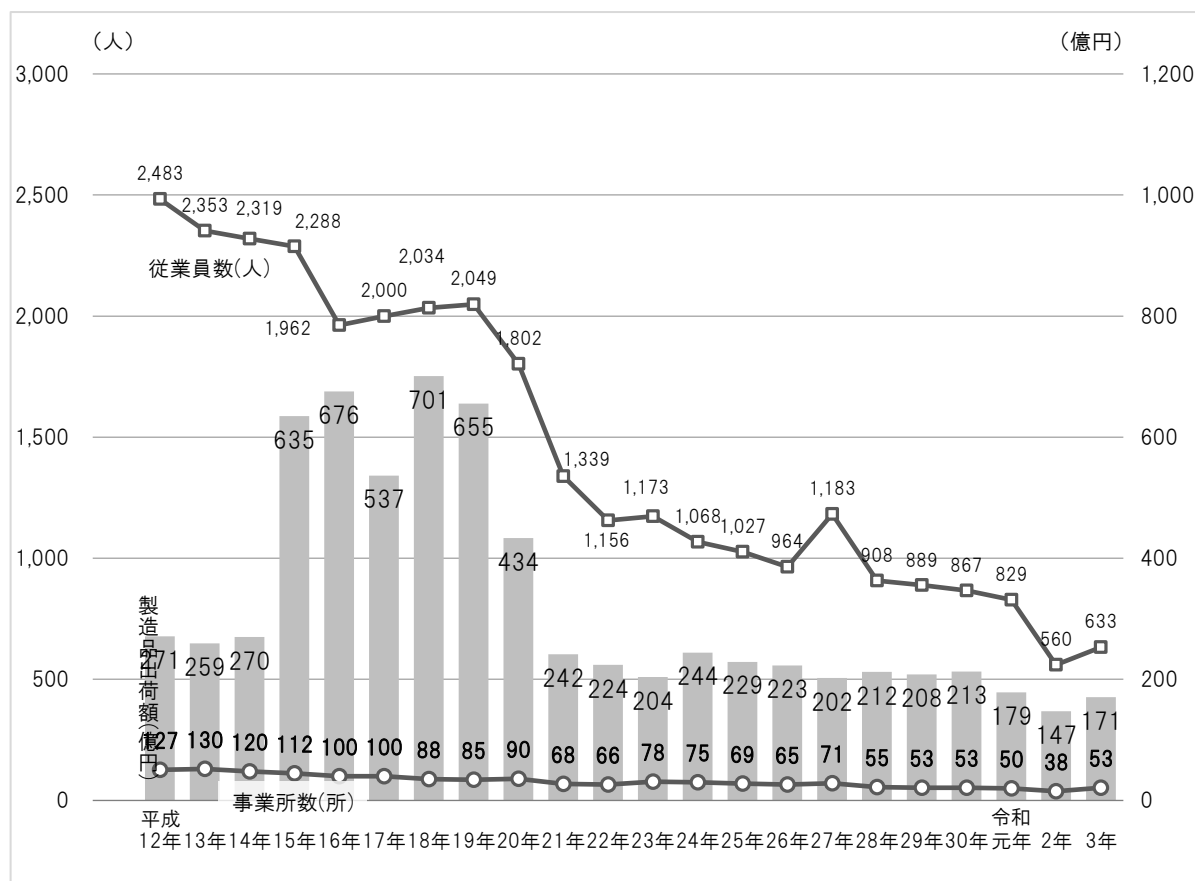


資料：農林業センサス

③ 工業の状況

事業所数、従業員数ともに減少傾向が続いています。製造品出荷額は、近年は 200 億円を維持し、横ばいに推移しています。

【 事業所数、従業員数、製造品出荷額の推移 】



資料：工業統計(令和元年まで)、経済センサス基礎調査(平成 23・27・令和 2)、経済構造実態調査(令和 3 年)実績値として集計

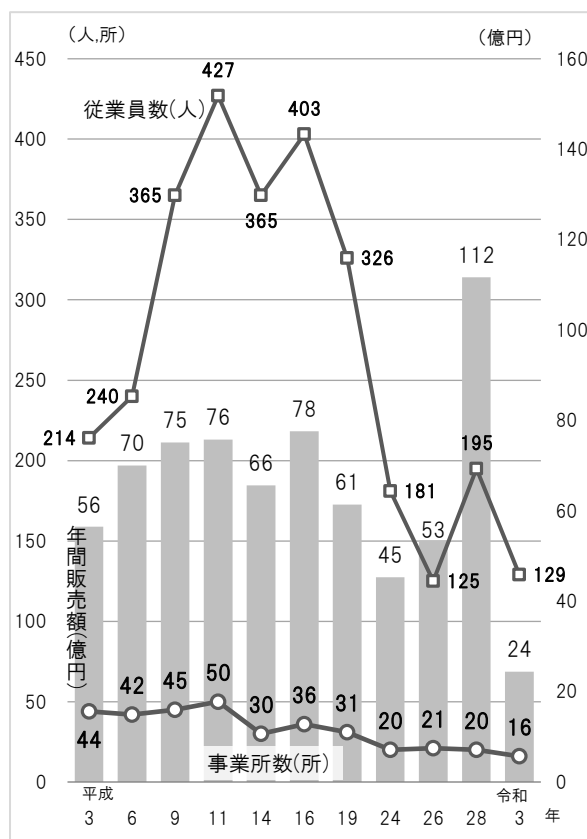
④ 商業の状況

卸売業の事業所数は減少傾向であり、令和3年は平成3年の半数以下にまで落ち込んでいます。従業員数は変動が大きく、平成11年のピークにかけ大きく増加し、その後減少に転じています。年間販売額は平成28年に大きく増加しましたが、令和3年は再び減少となっています。

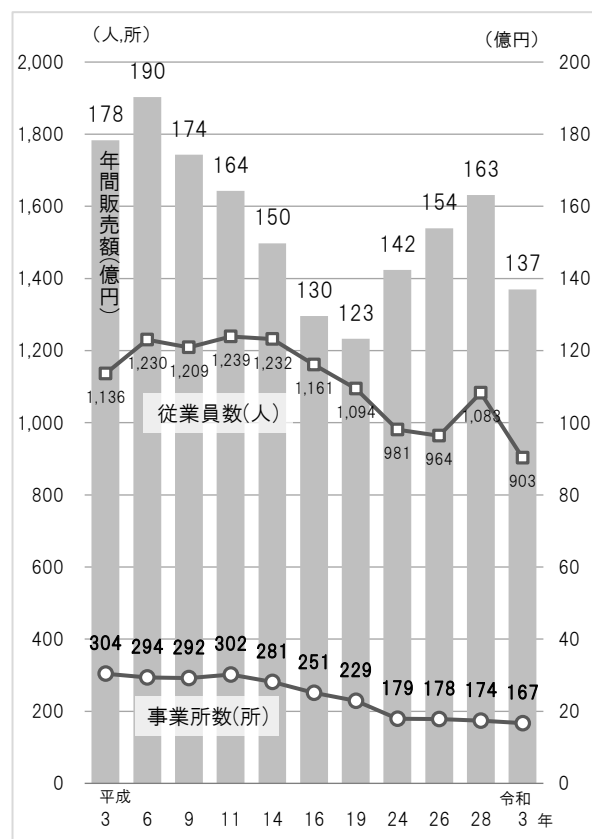
小売業は、事業所数・従業員数は減少が続いています。年間販売額は、平成19年にかけ大きく落ち込んだものの、その後回復傾向を示していましたが、令和3年では再び減少へと転じています。

【 事業所数・従業員数・年間販売額の推移 】

卸売業



小売業

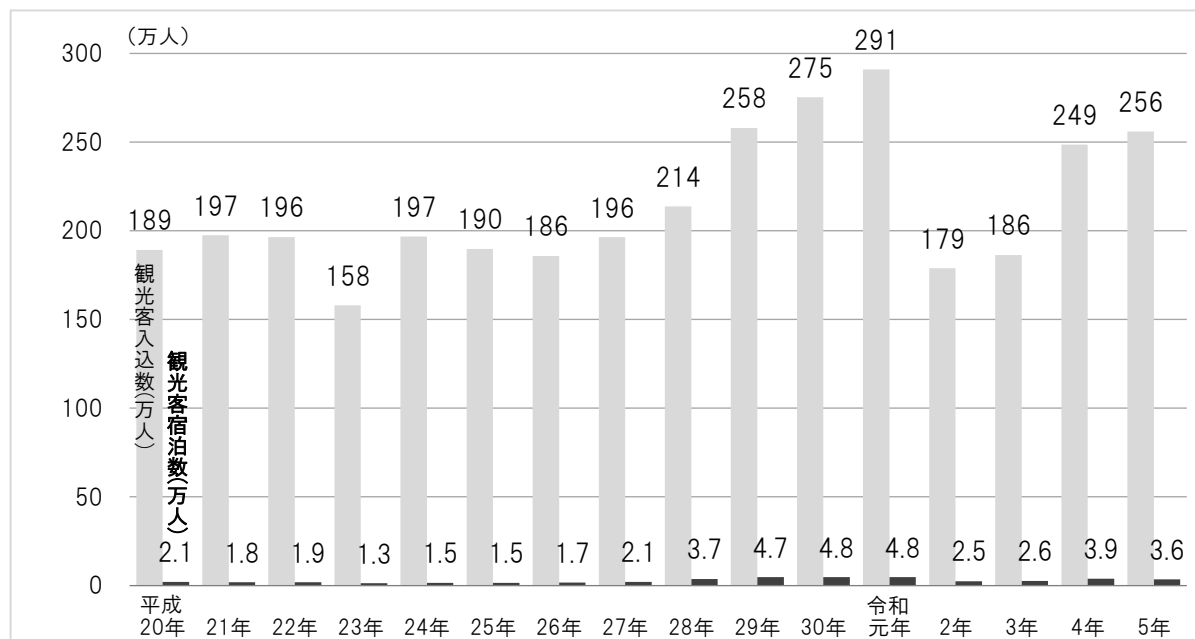


資料：商業統計、H24・28・R3 経済センサス活動調査

⑤ 観光の状況

観光入込客数は、平成 27 年の道の駅ましこが開設されて年々増加していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和 2 年は大きく落ち込みました。宿泊数は、令和元年時点で 10 年前の倍以上の人数となり増加傾向でしたが、入込数と同様に令和 2 年は半数近くまで減少しています。どちらも、令和 4 年・5 年は回復傾向を示しています。

【 観光入込客数及び宿泊数の推移 】



資料：栃木県観光入込客数・宿泊数

⑥ 益子焼

陶磁器の製造に関わる事業所数がここ 20 年ほどで約半数に減少しています。

また、陶磁器の製造や小売に関わる事業所数については、令和元年以降、大きく数を減らしています（新型コロナウイルスの影響が考えられます）。

【 事業所数の推移 】

年次	陶磁器製造業	陶磁器卸売業	陶磁器小売業	陶磁器粘土採掘	その他	計
平成 13 年	304	1	29	2	5	341
平成 16 年	299	1	28	1	6	335
平成 19 年	286	2	33	1	6	328
平成 22 年	262	1	33	1	5	302
平成 25 年	219	0	27	1	5	252
平成 28 年	204	1	25	1	5	236
令和元年	183	0	19	1	5	208
令和 4 年	160	0	19	0	5	184

資料：益子焼統計調査（調査対象事業所の内、回答のあった事業所についてのみ集計）

(3) 交通網の状況

公共交通は、鉄道が真岡鐵道、バス路線が路線バス及び区域内交通としてのデマンド交通による運行となっています。東京から「やきものライナー」が運行され、観光を中心とした広域交通ネットワークが形成されていることが特徴となっています。

道路網は、国道121号、国道123号、国道294号、(主)宇都宮笠間線、(主)つくば益子線により主要な骨格が形成され、自動車通行や公共交通運行の基盤となっています。

【 交通網の状況 】



(4) 土地利用の状況

① 土地利用の状況

土地利用の推移をみると、田・畑・山林・原野の自然的土地利用が減少しています。昭和50年と近年を比較すると、宅地利用は倍近くに増えていますが、その増加幅は緩やかになっています。

用途地域内の土地利用状況は、益子地域においては、住宅用地が主体であり町役場周辺や城内坂周辺等にまとまりのある商業用地がみられる一方、一部に田・畑等の農地が残っています。七井地域においては、住宅用地が主体であり国道123号沿道にまとまりのある商業用地が立地しています。

用途地域外の土地利用状況は、田・畑の利用が主となっています。町東部においては山林が広がり、裾野に田・畑や集落が形成しています。町西部においては小貝川など主要な河川沿いに田圃が広がっています。住宅や商業用地は、主要な道路沿いに形成されています。

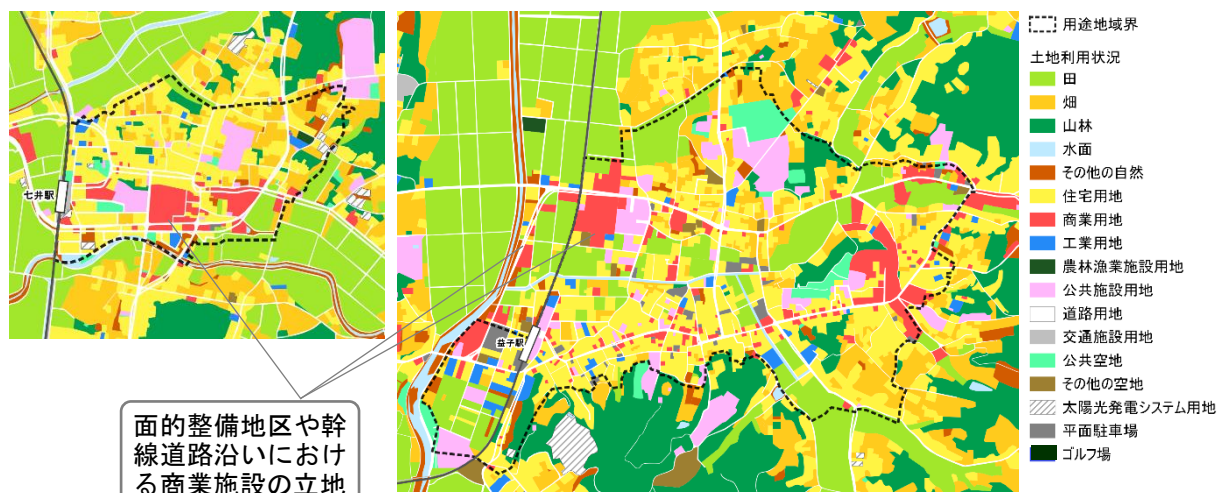
【 土地利用の推移 】

単位：km²

	田	畑	宅地	山林	牧場	原野	雑種地	その他
昭和50年	14.52	15.28	3.23	26.7	—	1.36	0.68	28.19
昭和60年	14.17	14.31	4.28	24.36	0.06	0.95	3.39	28.44
平成元年	13.96	14.01	4.51	23.95	0.06	0.93	3.68	28.44
平成10年	13.84	12.59	5.85	22.4	0.08	0.86	5.42	28.5
平成20年	13.67	12.07	6.23	23.67	0.08	0.73	4.98	28.11
平成30年	13.45	11.59	6.4	22.66	0.08	0.77	5.34	29.11
令和4年	13.41	11.45	6.52	22.86	0.17	0.78	5.45	28.76

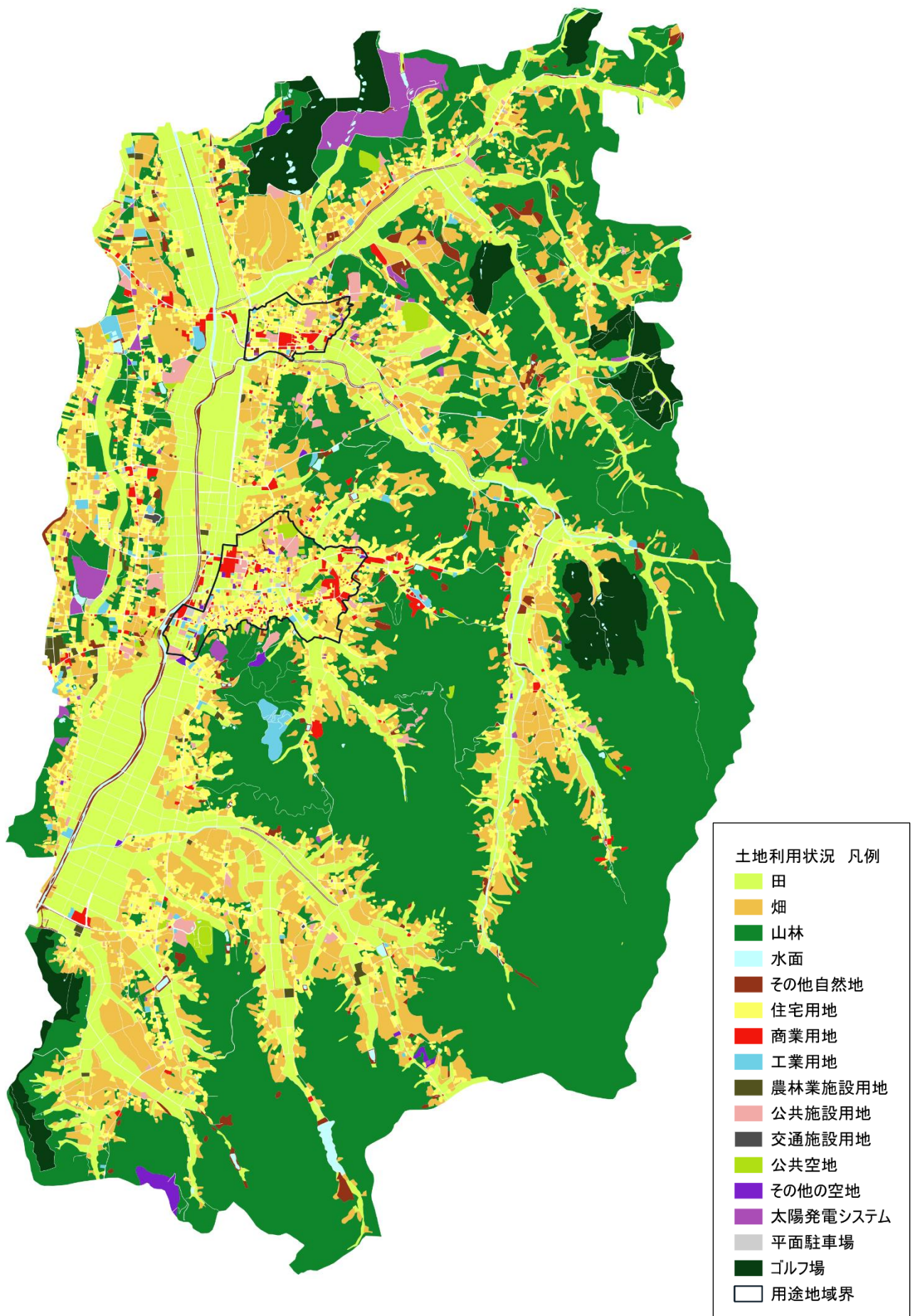
資料：益子町統計書（税務課土地に関する概要調査）

【 土地利用現況図（用途地域内） 】



資料：都市計画基礎調査

【 土地利用現況図 】



資料：都市計画基礎調査

② 法規制（都市計画区域・用途地域）

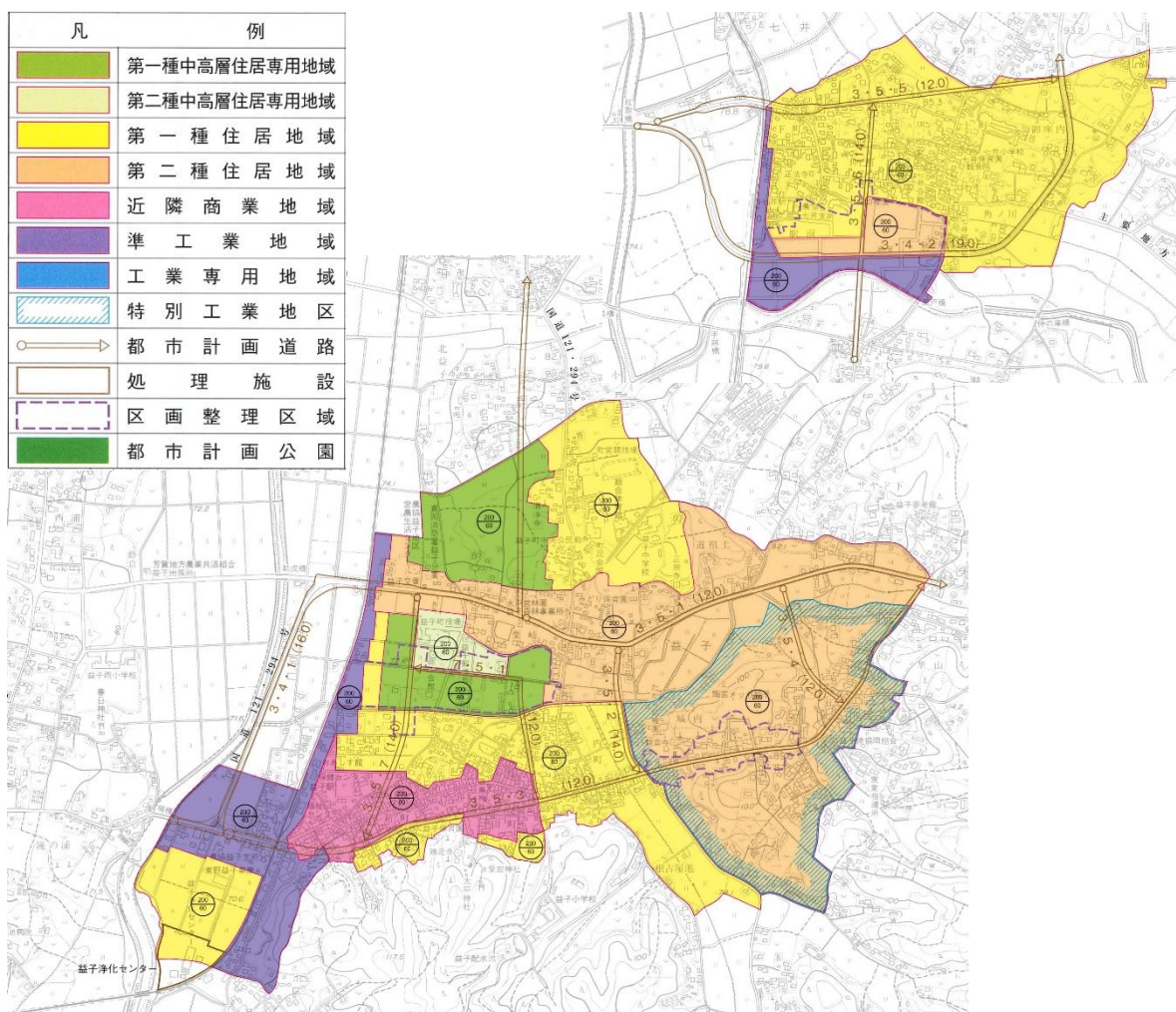
i. 都市計画区域

- ・町の行政区域全域（8,940ha）が益子都市計画区域に指定

ii. 用途地域

- ・益子市街地及び七井市街地を主体とする用途地域を指定
- ・益子市街地：住居系用途地域を主体としながら、真岡鐵道沿線に準工業地域、益子駅東口周辺に近隣商業地域を指定
- ・七井市街地：住居系用途地域を主体としながら、国道123号・294号の合流部周辺に準工業地域を指定
- ・埴地区の工業専用地域において民間大規模工業施設の規模縮小に伴う一部未利用地が残存

【用途地域】



iii. 農業振興地域

- ・農業振興地域が7,096haに指定され、そのうちの1,553haが農用地区域に指定

iv. 県立自然公園

- ・八溝山系の一部が益子県立自然公園に指定
- ・県立自然公園区域内の雨巻山には数多くのハイキング客が来訪

③ 市街地整備の状況

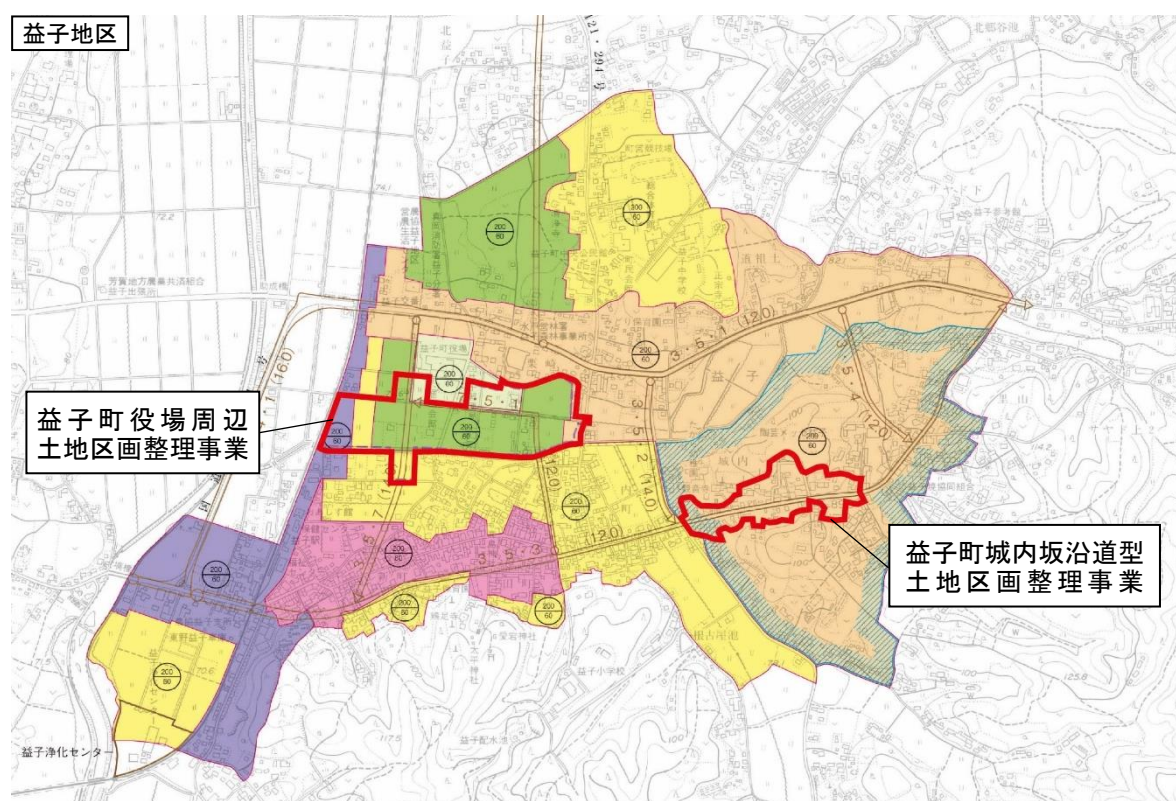
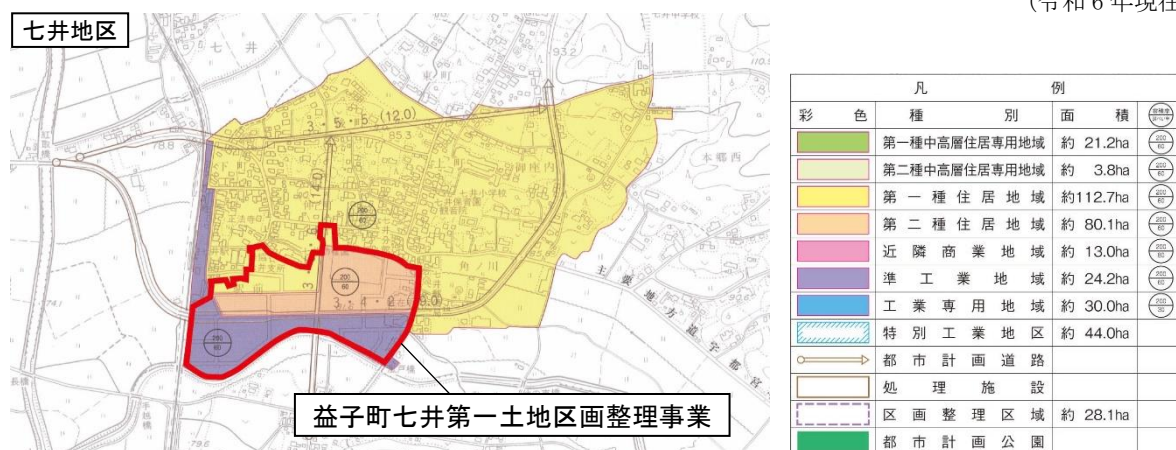
i. 市街地開発事業

- ・土地区画整理事業が益子地区と七井地区において1箇所ずつ施行済、現在、益子地区において1地区が施行中

【市街地開発事業（土地区画整理事業）の実施状況】

	施行者	面積 (ha)	事業期間	備考
益子町城内坂沿道型土地区画整理事業	益子町	4.5	H4年度～ H14年度	施行済 (換地処分:H12.6.16)
益子町七井第1土地区画整理事業	組 合	13.1	H16年度～ H22年度	施行済 (換地処分:H22.3.26)
益子町役場周辺土地区画整理事業	組 合	10.5	R2年度～	施行中

(令和6年現在)



ii. 都市計画道路

- ・ 益子地域において 7 路線、七井地域において 3 路線が幹線街路（総延長約 13.89km）として都市計画決定済み

iii. 公園緑地

〔都市計画公園〕

- ・ 総合公園である益子町北公園（約 8.6ha）、運動公園である益子町南運動公園（約 9.2ha）が整備済み

〔その他の公園緑地〕

- ・ 自然環境を活かした小貝川親水公園、あじさい公園、高館山森林公園、堂ヶ入沢親水公園、大郷戸ダムを利用した親水公園等が整備済み
- ・ 七井第一土地区画整理事業区域内の区画公園が整備済み

iv. 供給処理施設

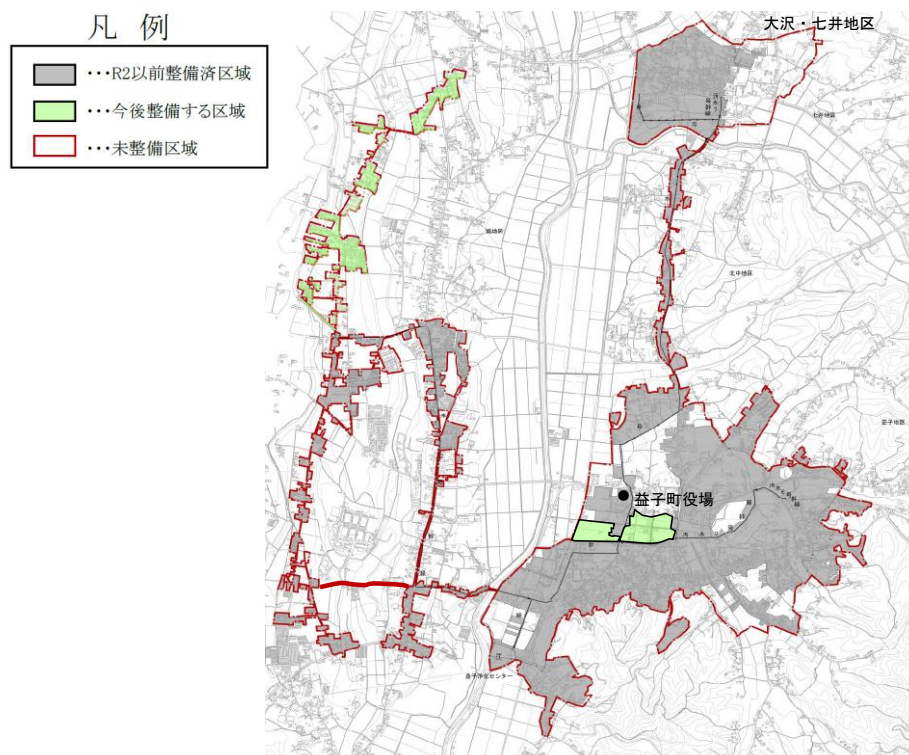
〔上水道〕

- ・ 行政区域内普及率：96.0%（平成 23 年時点）
- ・ 芳賀中部上水道企業団（益子町・芳賀町・市貝町）により安定的に供給

〔下水道〕（令和 5 年度末時点）

- ・ 公共下水道：全体計画における計画面積 397.4ha（益子市街地・七井市街地等）のうち整備面積 257.2ha、計画人口（7,460）人のうち処理人口（4,864）人
- ・ 農業集落排水：長堤上山、小宅、東田井等において普及促進
- ・ 浄化槽：公共下水道及び農業集落排水の区域以外において普及促進、年間約 100 基程度が継続的に設置

【 益子町公共下水道整備計画図（令和 3 年 10 月 1 日時点） 】



[ごみ処理施設]

- ・平成 26 年 4 月よりごみ処理の広域化を推進する芳賀地区広域行政事務組合（芳賀地区 1 市 4 町：真岡市・益子町・市貝町・芳賀町・茂木町）の「芳賀地区エコステーション」に処理を移行

v. 河川

- ・利根川水系の一級河川として、小貝川・ぐみ川・百目鬼川・大羽川・小宅川の 5 河川が指定

vi. 公共公益施設

[行政施設]

- ・町役場、町民センター、保健センター、福祉センターが益子用途地域内に立地

[小学校]

- ・田野小学校、益子小学校、益子西小学校、七井小学校の 4 校が立地

[中学校]

- ・田野中学校、益子中学校、七井中学校の 3 校が立地

[高等学校]

- ・栃木県立益子芳星高校の 1 校が立地

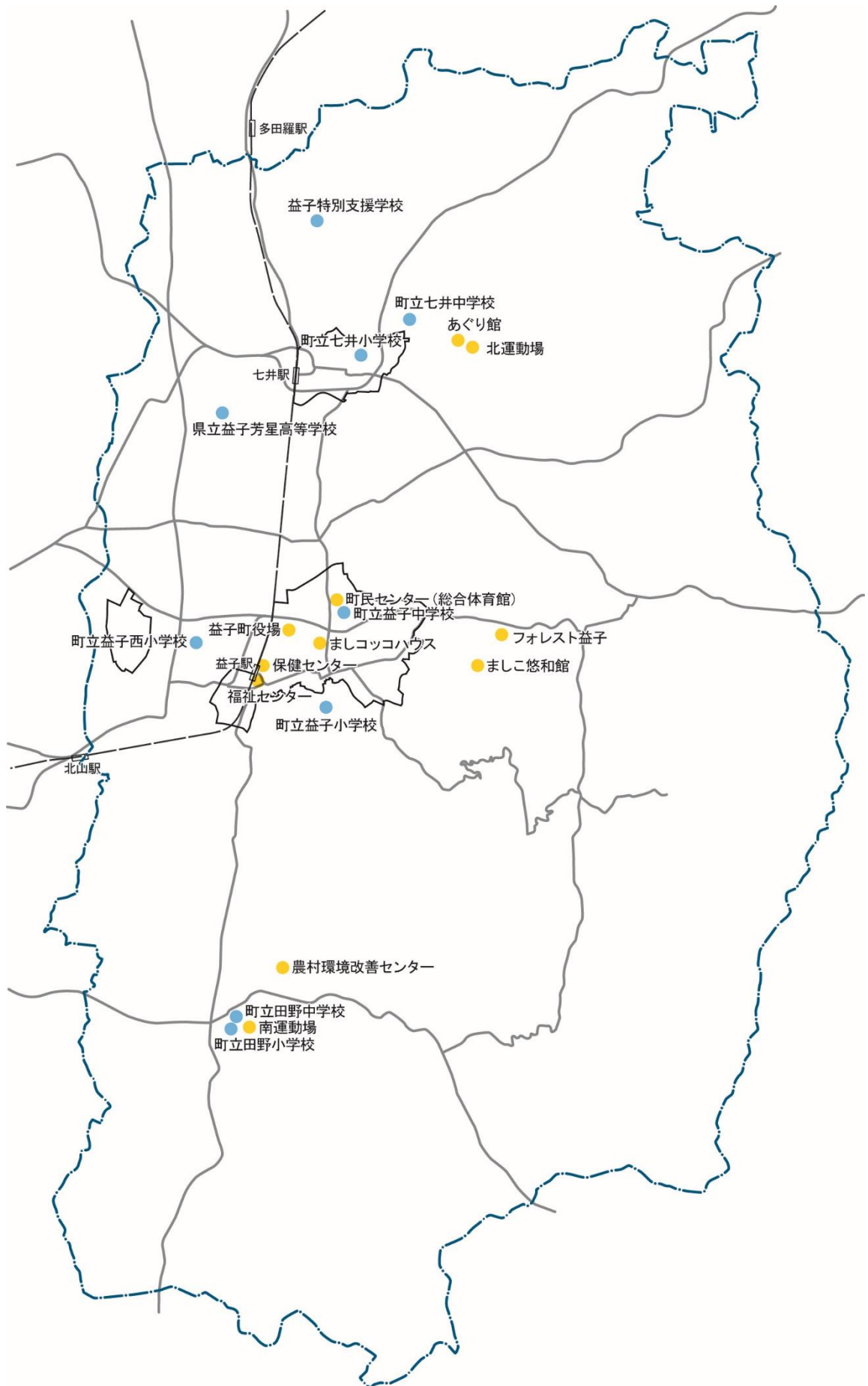
[特別支援学校]

- ・栃木県立益子特別支援学校の 1 校が立地

[運動施設] *前ページ [都市計画公園] 参照

- ・北運動場、南運動場が立地

【 公共公益施設 】



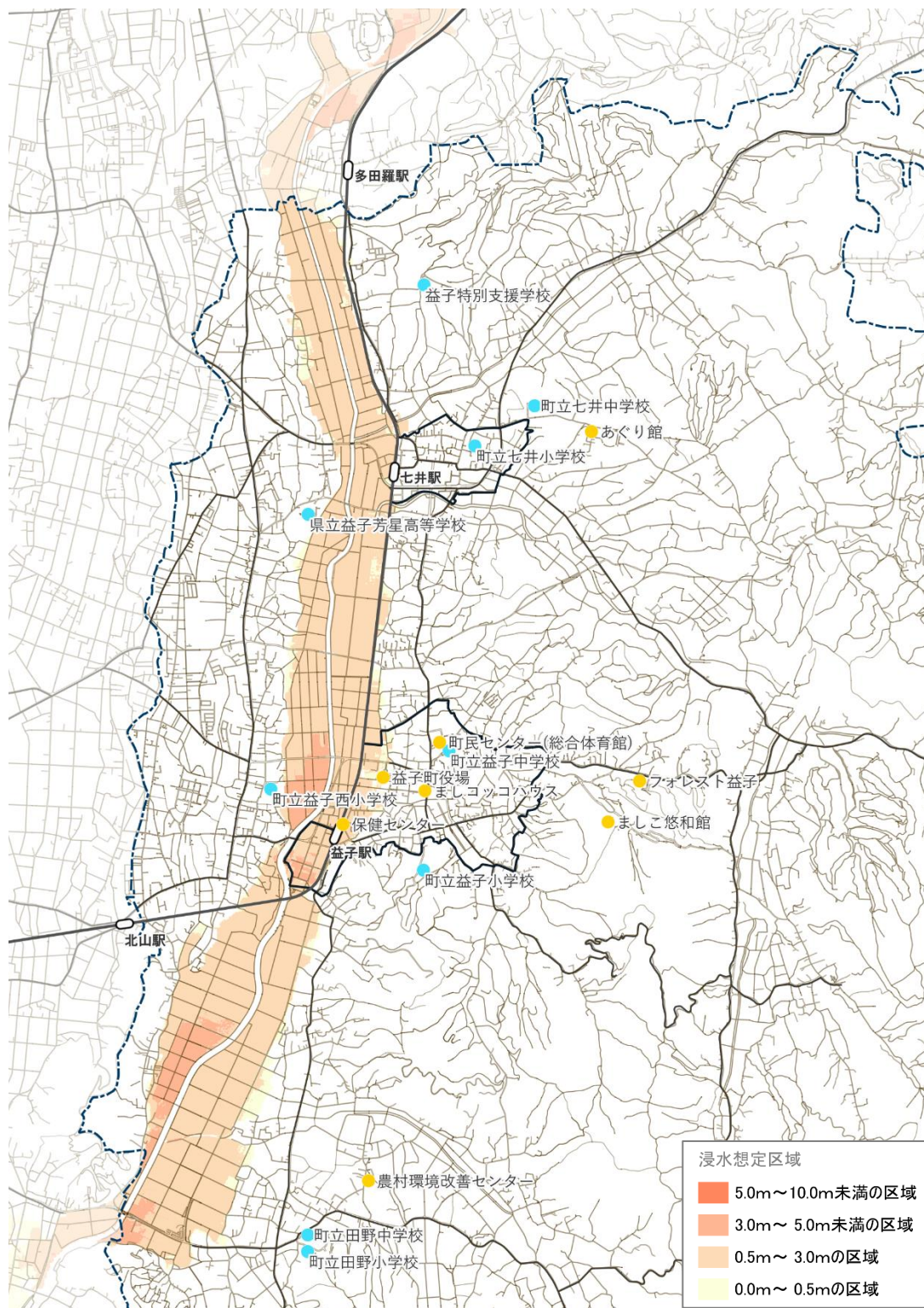
(5) 災害に関する状況

① 浸水想定区域（想定最大規模）

i. 小貝川

小貝川の両河岸に広がる田園地域のほとんどが、0.5m～3.0m未満の区域に含まれています。益子駅西側の一部と町内小貝川流域南部の一部に 3.0m～5.0m未満の区域が見られます。益子駅及びその周辺において、建物への浸水が想定されています。また真岡鐵道沿線や小貝川の東西を連絡する橋梁が水深 3m未満の区域に含まれています。

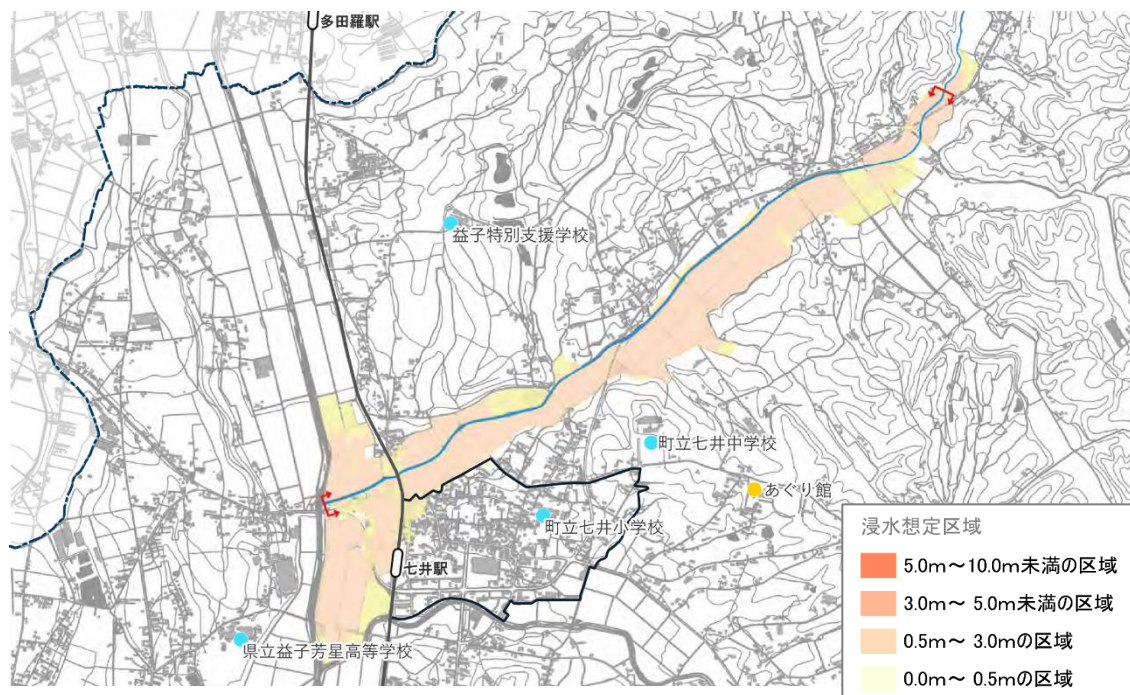
【 小貝川浸水想定区域（想定最大規模） 】



ii. 小宅川

小宅川沿岸の田園地域が、0.0m～3.0m未満の区域に含まれています。また七井用途地域北側及び七井駅周辺が浸水区域に含まれています。

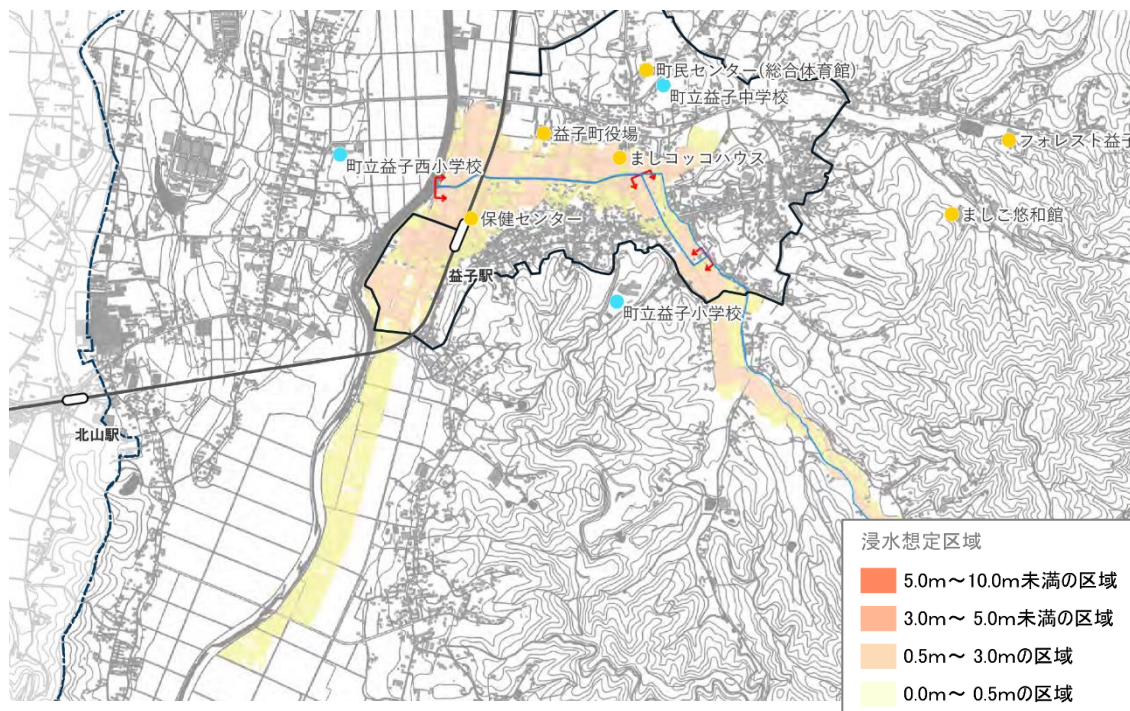
【 小宅川浸水想定区域（想定最大規模） 】



iii. 百目鬼川

益子用途地域を横断する百目鬼川は沿岸の市街地が、0.0m～3.0m未満の区域に含まれています。また小貝川と合流するため、小貝川沿岸にも影響を及ぼすと推定されます。

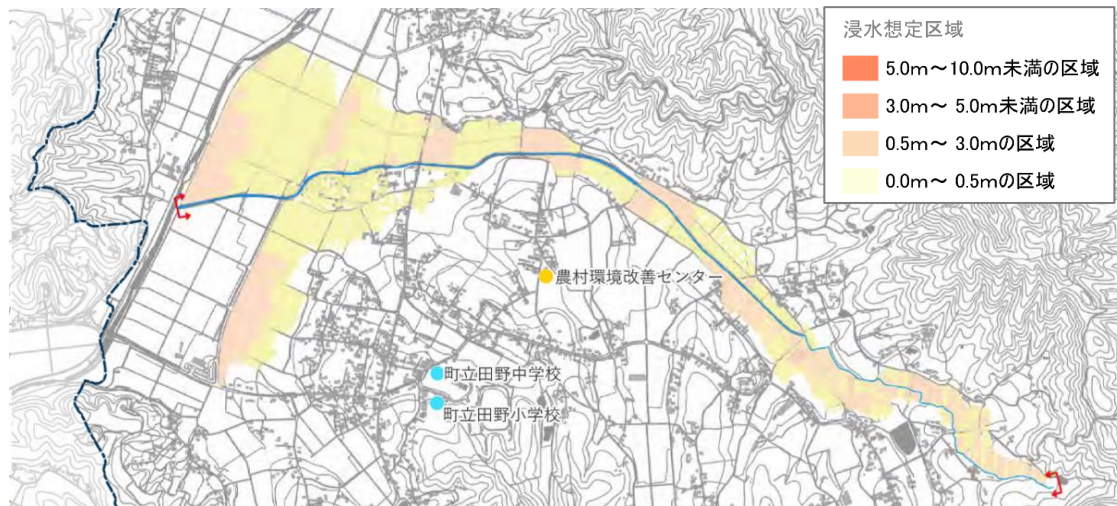
【 百目鬼川浸水想定区域（想定最大規模） 】



iv. ぐみ川

ぐみ川沿岸の田園地域が、0.0m～3.0m未満の区域に含まれています。

【 ぐみ川浸水想定区域（想定最大規模） 】



② 土砂災害等に関する危険区域（ハザード）

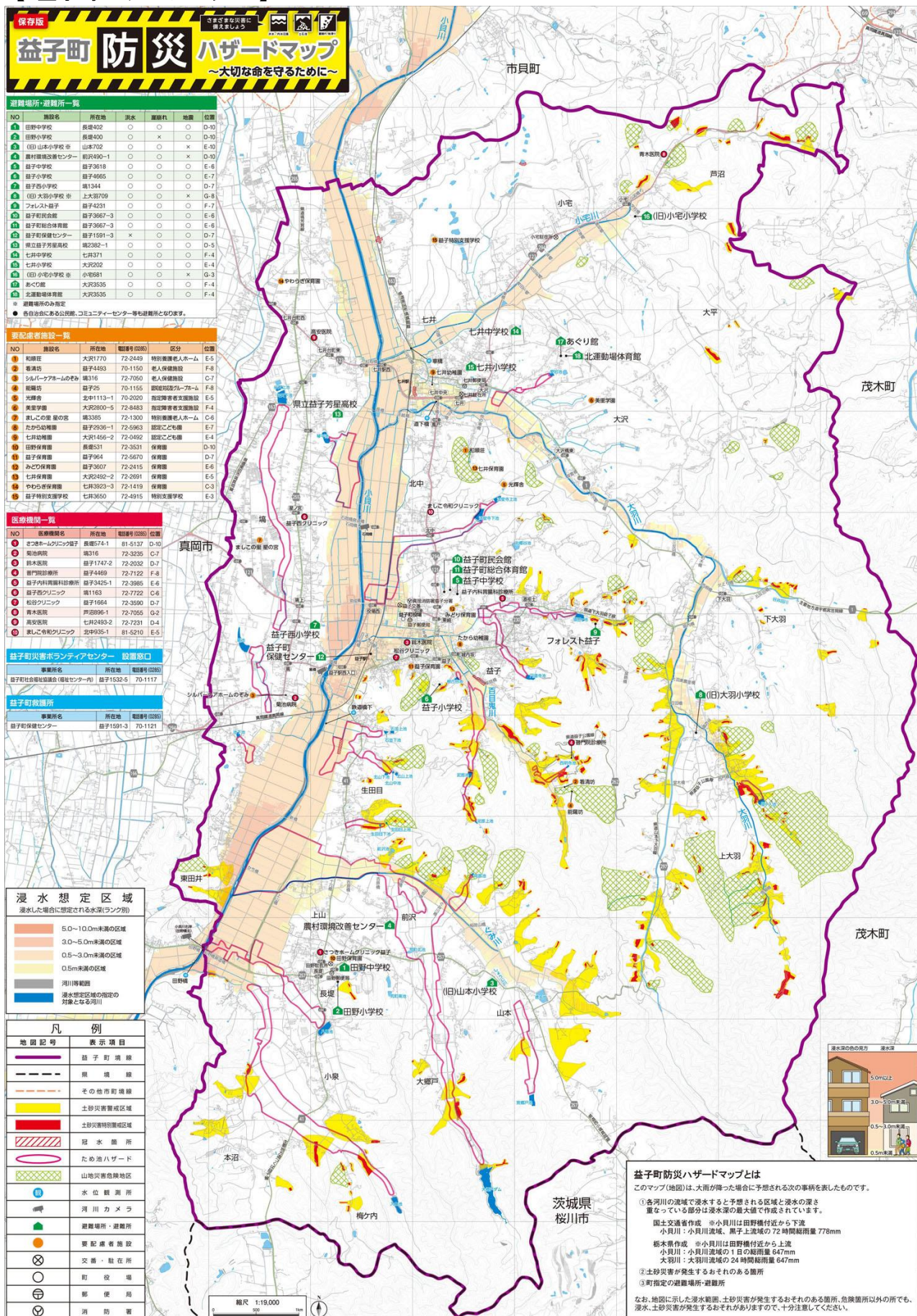
町域南部の山間部、益子市街地の一部、大羽小学校周辺の集落等において土砂災害警戒区域（特別警戒区域）が指定されています。

山間部や傾斜地等においては山地災害危険区域が指定されています。

河川や農地においてはため池ハザードが指定されており、益子市街地においては居住地の近くに指定されています。

*洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域とも次ページハザードマップ参照

【 益子町ハザードマップ 】



3. まちづくり課題等

(1) 上位計画等における位置付けを踏まえた課題

上位計画等におけるまちづくりの方向性を反映させるとともに、都市計画部門の上位・関連計画である県都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）及び益子町立地適正化計画との整合を図る必要があります。

① 県の重点戦略や町の優先目標を踏まえた産業・住環境等の充実

- 県の「とちぎ未来創造プラン」において重点戦略として挙げられている「産業」、「安心・安全」、「地域・環境」について、基本方針や具体的な事業を検討する際に考慮する必要があります。
- 町の上位計画である「第3期ましこ未来計画」において、喫緊の課題である少子化の克服に向けた優先目標として掲げる、子育て・教育環境の充実、住環境の整備、産業振興について、都市計画部門における整合・連携を踏まえた方向性・取組の検討を図る必要があります。

② 益子・七井の市街地を中心に町全域が交通でネットワークされた都市構造の実現

- 県都市計画区域マスタープランの基本理念に挙げられている「誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり」、「誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり」については、「益子町立地適正化計画」においても、それらを踏まえた方針・取組等を位置付けていることから、立地適正化計画との整合・連携を図る必要があります。

(2) 現況特性を踏まえた課題

都市計画の事業・施策に影響する現況特性を踏まえた課題解消の視点を持ち、(1)の計画実現の視点と併せ、実効性の高い計画とする必要があります。

① 人口減少・高齢化の進行を踏まえた幅広い年齢層の居住の支援・誘導

- 人口動態県内でも高齢化の進行が顕著で、世帯人員も減少するなど、高齢者を含む単身・核家族世帯の増加が見られることから、暮らしやすい環境を支援する取組や、ましこ未来計画が掲げる少子化の克服と連携しながら、幅広い年齢層の居住誘導に向けた取組が必要です。

② 人口分布や人口見通しを踏まえた定住・移住促進に向けた取組

- 人口分布においては益子市街地・七井市街地に加え、町域西部（宇都宮市等の県央に近いエリア）の人口密度が高いことから、立地適正化計画と連携しながら、人口密度維持に向けた対応が必要です。
- 今後 20 年の人口見通しでは上記の人口密度が高いエリアにおいて減少が予測されることから、産業振興や魅力づくり等の関連部門と連携した定住・移動促進が必要です。

③ 益子焼をはじめとする産業の持続可能な発展・振興の取組

- 事業所数・従業者数・生産額・販売額等の指標は農業・工業が長期的な減少傾向、商業が増減しつつも長期的には減少傾向を示していることから、人口維持（働く場の確保、就業者の定住促進）や町の活力・競争力向上などの面から、振興に向けた取組を検討するとともに、都市部門として、産業振興を支えるインフラ整備や居住環境整備等の取組を検討する必要があります。
- 益子焼関連の指標についても、商業が増減しつつも長期的には減少傾向を示していることから、町のブランド力強化や、観光等の魅力づくり、交流人口確保などの面から、活性化を図る必要があります。
- 観光客については道の駅開設を契機に大きく増加し、新型コロナウイルスの影響により一時減少したものの、その後は回復傾向にあり、今後、（主）つくば益子線バイパスにより益子市街地とのネットワーク向上が予定されるなど、活性化への有効活用を検討する必要があります。

④ 将来都市像に基づく市街地・集落等における都市計画事業等の検討・実施

- 人口の分布及び今後の予測、土地利用、交通等の状況を踏まえ、生活環境整備や交通インフラ等の都市的投資を効果的・効率的に実施するための取組を行う必要があります。この際には、町全域及び地域のグランドデザイン（将来都市像）を描き、その実現のための個別の都市計画事業等の実施や見直しを検討・実施していく必要があります。
- 益子市街地及び七井市街地においては、用途地域が指定され、インフラ整備等が行われるとともに、土地区画整理事業による基盤整備を伴う良好な居住環境が形成されていることから、居住や生活サービス機能が充実した拠点として、今後とも必要な都市計画事業を検討・実施していく必要があります。
- 市街地以外の田野地区等の主要な集落、主要な施設が立地しているエリアについても、暮らしやすい環境や施設の利用環境を確保するために必要な取組を検討・実施していく必要があります。

⑤ 市街地・集落における水災害や山間部等における土砂災害等への対策

- 小貝川をはじめ主要な河川の洪水浸水想定区域について、人口や生活サービス施設等が集積する益子市街地及び七井市街地への影響が想定されます。立地適正化計画で都市機能・居住の誘導を図る市街地部においては、立地誘導の前提条件として、安全な環境が確保されていることが不可欠であることから、防災に関するハード・ソフトの取組を図る必要があります。市街地以外の集落等においても、生活・産業・観光等の様々な活動の安全性確保のため、防災の取組を検討・実施する必要があります。
- 土砂災害の危険区域（ハザード）については、市街地や益子県立自然公園など多くの人が活動し訪れるエリアに指定されていることから、水災害への対応と同様、生活・産業・観光等の様々な活動の安全性確保のため、防災の取組を検討・実施する必要があります。

(3) 近年のまちづくりを取り巻く動向等の反映

まちづくりを取り巻く最新動向や課題等について、令和6年の国土交通白書及び予算概要等から抽出し、計画内容に適宜反映させます。

① 少子・超高齢社会の進展

- 出生率の低下による少子化、平均寿命の伸長による高齢化の急速な進展
- 人口減少による産業経済の低迷、地域コミュニティの衰退
- 少子化や高齢化に対処する取り組み（国土交通省“こどもまんなかまちづくり”等）
- 自動車の運転ができない高齢者などの移動手段を確保する公共交通機能の確保

② 安全・安心な環境づくりの必要性

- 頻発・激甚化する自然災害への危機感の高まり
- 安全な生活環境・インフラ整備に対する希求の飛躍的な高まり
- 災害の防止や災害発生に対する備え、災害発生時の危機管理体制づくり

③ 情報通信技術の活用による持続可能な社会に向けた取組

- ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）等を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）による社会・経済活動の効率化・省力化
- 市民生活の利便性の向上に資するデジタルインフラ整備
- 誰もがデジタルインフラを活用して生活を豊かにできる環境づくり（デジタルの実装化）

④ 持続可能な地域づくりの取組の必要性

- 地域資源を活かした産業の活性化・地域間交流の推進
- 拡散型都市構造の是正、既存市街地を中心としたコンパクト・アンド・ネットワークによる集約型都市構造への転換（立地適正化計画の運用）
- 中心市街地の賑わいを取り戻そうとする取り組みの活発化
- 市街地以外の集落における地域コミュニティ・公共交通機能の維持
- 観光立国、観光立県（栃木県）の推進、地域資源を活かした活性化の取組

⑤ 既存ストックを活用した計画的な社会資本整備

- 真に必要な社会資本整備の着実な推進、社会資本の老朽化対策
- 空き家・空き地の適正な維持・管理と居住促進や活性化への有効活用

⑥ 持続的な産業発展に向けた取組、産業構造や雇用環境の変化への対応

- 為替変動、地政学的リスク等の外的要因による経済活動への影響
- 民間投資やビジネス機会の増大、地域特性を活かした新たな事業の創出
- 働き方改革や担い手不足等による経済活動の変化・停滞への対応（物流の2024年問題等）
- エネルギー政策や自然エネルギーへの転換など等を踏まえた産業振興・企業誘致等

⑦ 脱炭素社会・カーボンニュートラルに向けた取組

- 温室効果ガスの排出削減、資源循環型社会や自然との共生社会実現に向けた取り組みの必要性
- 化石エネルギー中心の経済・社会構造からクリーンエネルギー中心の構造への転換を図るGX（グリーントランスフォーメーション）の取組
- 住宅・建築物の省エネ対策、木材の利活用